

## 机上配布資料(事案2)

2019年3月13日

原子力規制庁 実用炉審査部門御中

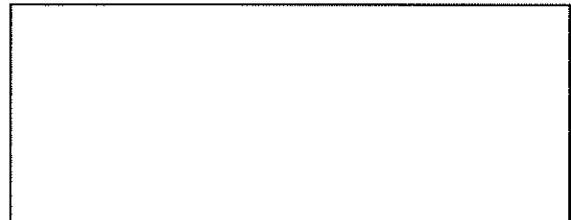
お世話になっております。行政不服審査法の規定に基づき、審査請求をさせていただきたく、以下のとおり審査請求書を送付させていただきます。

申し立て期限が迫っておりますので、書類の不備等ございましたら、急ぎ総代の [ ]  
[ ]までご連絡いただけすると幸いです。書類の送付について  
も [ ]までお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

### 送付物

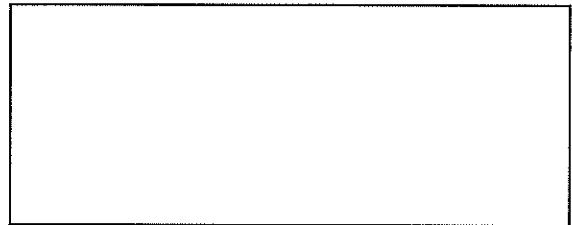
1. 本状
2. 審査請求書
3. 審査請求人の氏名並びに住所
4. 審査請求の理由書
5. 総代互選書



## 審 査 請 求 書

2019年3月13日

原子力規制委員会御中



行政不服審査法の規定に基づき、次の通り審査を請求する。

1. 審査請求人の氏名並びに住所

(別紙) 116名

2. 審査請求に係る処分

関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）

3. 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日

2018年12月17日

4. 審査請求の趣旨

「2. 記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5. 審査請求の理由

(別紙)

本審査請求は、本件認可処分に係る関西電力による申請の内容が、処分の5日前に原子力規制委員会より発せられた報告徵収命令（原規規発第1812124号）等に照らしても、原子炉施設の運転の安全性が確保されないことが明らかであり、この認可処分が、火山の影響等に対し安全施設の安全機能を損なわないことを要求する基準規則（原子力規制委員会規則第5号）第6条にも抵触することから、処分の取り消しを求めるものである。また、処分の対象となる高浜発電所及び大飯発電所が稼働中であることから、審査に先立つて、直ちに執行停止処分を下すことを申し立てるものである。以下、詳細は別紙のとおりである。

6. 口頭意見陳述会の開催

希望する。

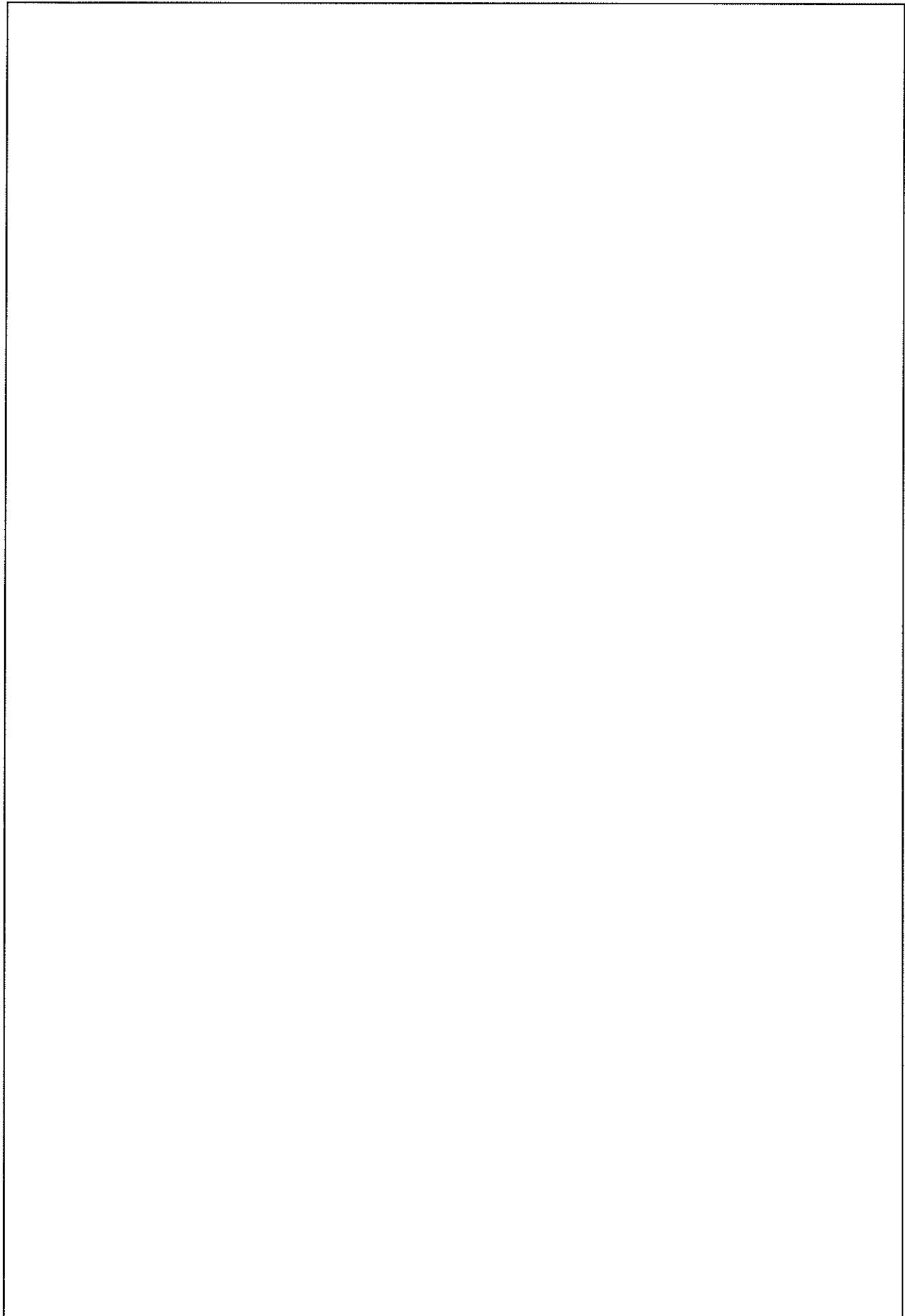
7. 執行停止処分の申し立て

本件の不当な処分に基づき、対象となる高浜発電所及び大飯発電所が、原子炉施設の運転の安全性が確保されない状況で稼働を続けていることから、その緊急性に鑑み、審査に先立ち、処分の執行停止処分を直ちに下すよう申し立てる。

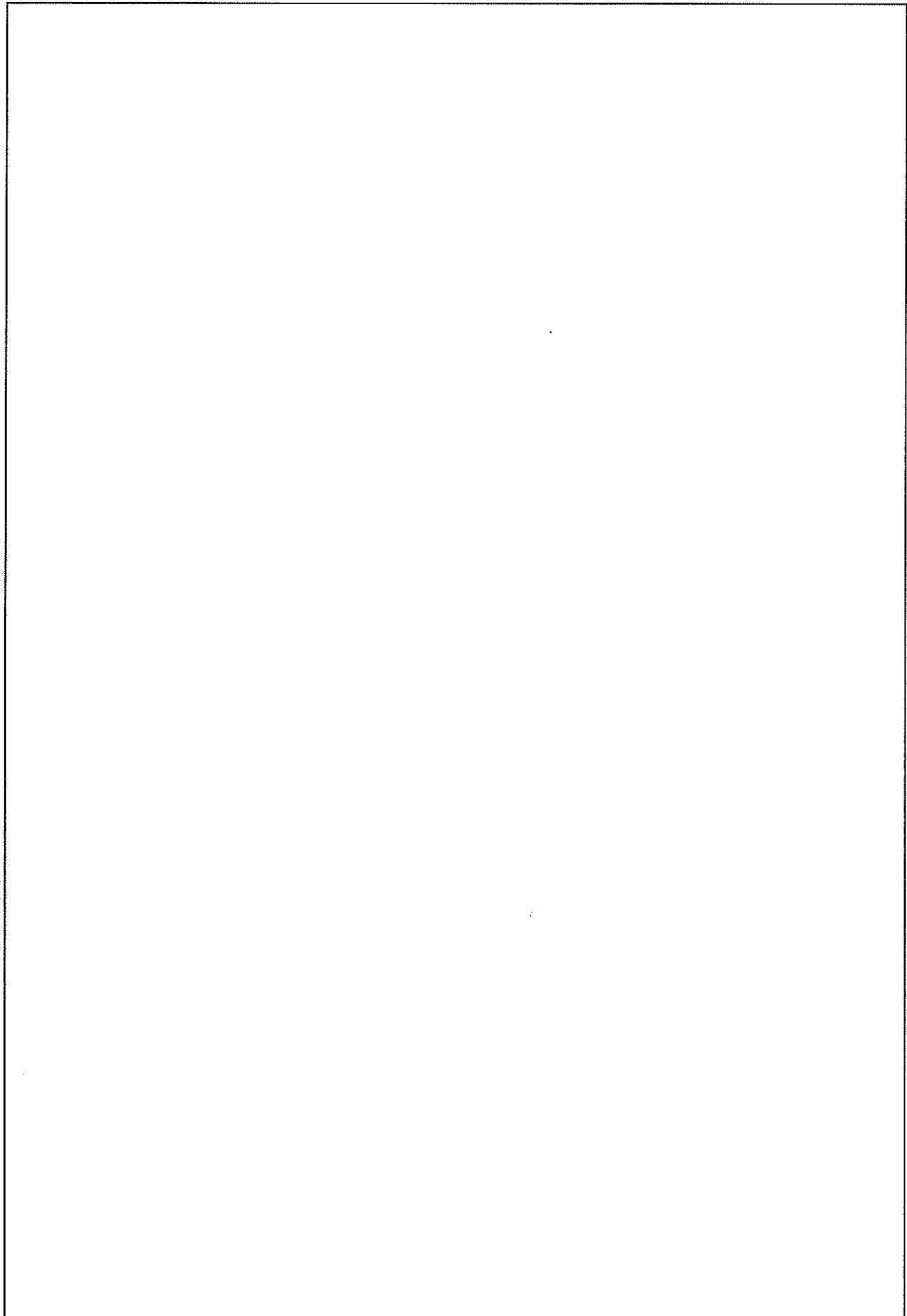
8. 処分庁の教示

なし

審査請求人の氏名ならびに住所

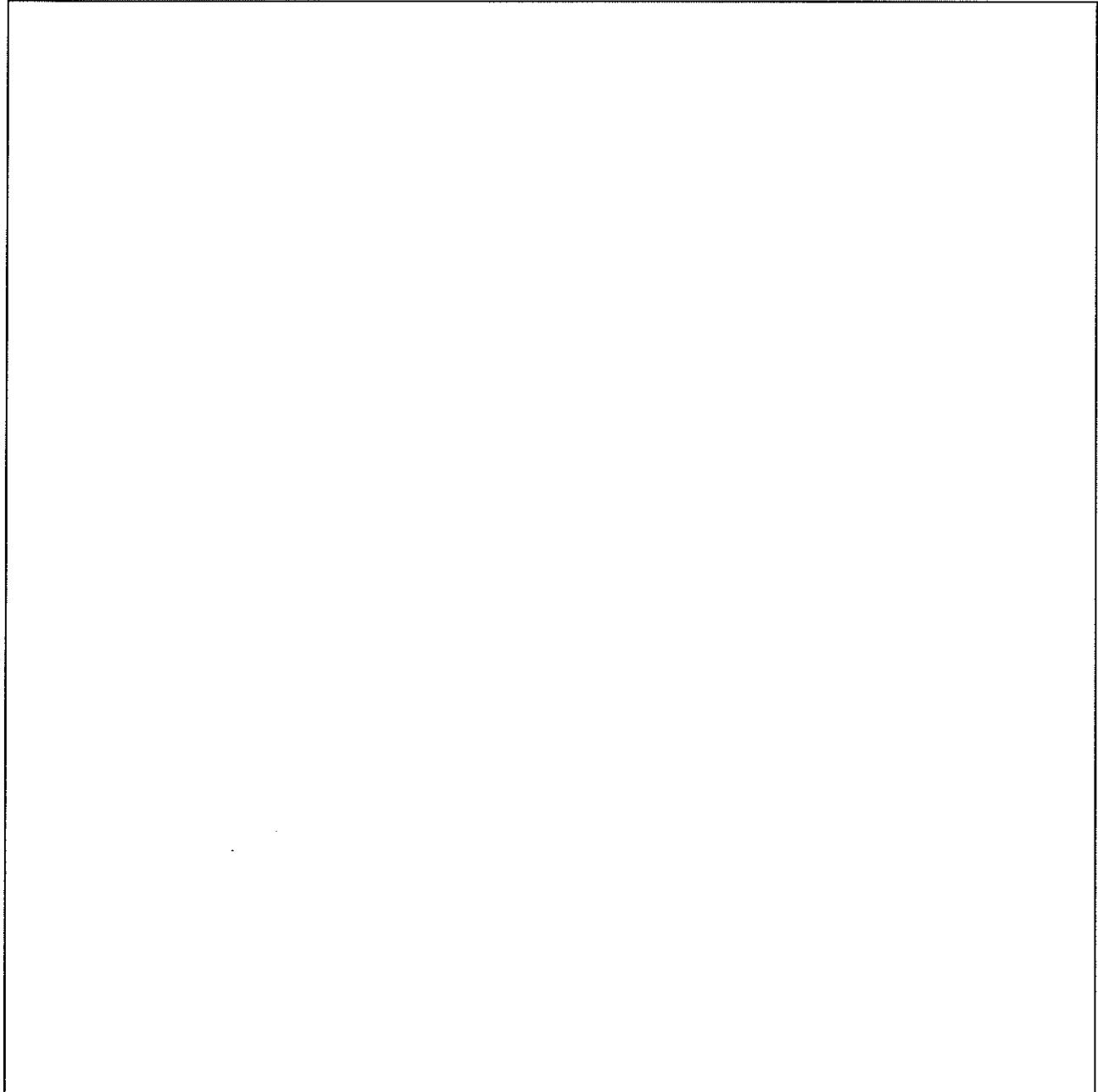
A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for handwritten responses to the question above.

審査請求人の氏名ならびに住所



A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten responses to the question above.

審査請求人の氏名ならびに住所

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for handwritten text, specifically the name and address of the person appealing the review.

## 審査請求の理由

本審査請求は、本件認可処分に係る関西電力による申請の内容が、処分の5日前に原子力規制委員会より発せられた報告徴収命令（原規規発第1812124号）等に照らしても、原子炉施設の運転の安全性が確保されないことが明らかであり、この認可処分が、火山の影響等に対し安全施設の安全機能を損なわないことを要求する基準規則（原子力規制委員会規則第5号）第6条にも抵触することから、処分の取り消しを求めるものである。また、処分の対象となる高浜発電所及び大飯発電所が稼働中であることから、審査に先立って、直ちに執行停止処分を下すことを申し立てるものである。詳細は以下のとおりである。

### （1）本件認可処分の経緯

本件認可処分に係る申請は、原子力発電所の火山影響評価に用いられる敷地における大気中の火山灰濃度（気中降下火砕物濃度）の設定について、規則及び火山影響評価ガイドが改定されたことによる。「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」原子力規制委員会：平成30年12月19日改定：P355～359）には以下の記載がある。（以下、下線はすべて引用者による）

「平成28年10月5日第35回原子力規制委員会において、委員から、降下火砕物の気中濃度（以下「気中降下火砕物濃度」という。）に関して、同年4月に電力中央研究所が公表した富士宝永噴火に関する数値シミュレーションに係る研究報告等の学術研究について、収集・分析や研究を進め、規制へ反映するか否かを判断する必要がある旨の指摘があった。」

また、原子力規制庁は、既許可の原子炉について、これまで、「2010年のエイヤフィヤトラヨークトル火山の噴火で得られた観測データを用いた場合の影響を確認」していたところ、「1980年のセントヘレンズ山の噴火で得られた観測データを用いた場合の影響を確認することを求めるとともに、上記電力中央研究所の研究報告に対する事業者の見解等を報告することを求めた。」

上記の報告結果も踏まえ、「気中降下火砕物濃度に係る最新知見の規制への反映について検討を行うため、学識経験者らの参加の下、『降下火砕物の影響評価に関する検討チーム』が設置された。『計3回の会合における検討の結果については『気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置付け及び要求に関する基本的考え方』（以下『気中降下火砕物に係る規制の考え方』という。）として取りまとめ、平成29年7月19日第25回原子力規制委員会において報告を行った。あわせて、同委員会において、気中降下火砕物に係る規制の考え方に基づき規則等の改正を行うことが了承された。」

「原子力規制委員会は、降下火砕物に係る規制の考え方に基づく規則等の改正案に対して、平成29年9月21日から1か月間の意見公募手続を行った。意見公募手続での指摘等を踏まえて一部修正された規則等の改正案については、同年11月29日に決定され、同年12月14日に施行された。これらについては、施設の運転の安全性に与える影響、事業者及び規制当局の評価・確認等に要する期間等を踏まえ、経過措置として施行から約1年（平成30年12月31日まで）の猶予期間を設けることとした。」

「気中降下火砕物は、改正以前から、火山影響評価ガイドにおいて、原子力発電所に影響を及ぼす火山事象として、その影響を十分に小さくする必要があるとし、具体的には、外気取入口からの火山灰の侵入により非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能損失が生じないこと等としている。」

「気中降下火砕物に係る規制の考え方においては、前述の電力中央研究所の研究報告及び産業技術総合研究所の研究報告を踏まえ、1980年のセントヘレンズ山の噴火で得られた観測データ等より高濃度の気中降下火砕物が到来する可能性があり、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが閉塞する可能性があることが分かったため、これを考慮する必要があるとした。」

「平成29年12月の改正」の内容としては、「気中降下火砕物濃度の評価に關し、火山影響評価ガイドにおいて、降灰継続時間を仮定して堆積量から推定する手法、及び数値シミュレーションにより推定する手法を新たに示し、これらのうちいずれかの手法を用いて気中降下火砕物濃度を算出し、その算出された気中濃度における環境下における影響評価を行わなければならないとした。」

「非常用交流動力電源等を当該濃度環境下で使用するための対策として、例えば、外気取入口のフィルタの交換体制の整備や交換用フィルタの用意等を行うことは運用による対策であり、設置（変更）許可に係る審査における確認内容を変更するものではないことから、保安規定（変更）認可に係る審査において確認することとなる。なお、事業者の判断で、設置（変更）許可を伴う設備変更による対策を講じることを妨げるものではない。」

関西電力は、稼働中の高浜発電所と大飯発電所について、改定規則等に基づき、気中降下火砕物濃度を「降灰継続時間を仮定して堆積量から推定する手法」により算出した。その際、降灰継続時間を24時間とし、堆積量としては、設置変更許可を受けていた設計層厚10cmを用いた。降灰時には、新たに改良型フィルタを設置することとし、目詰まりせずに交換する手順を定め、2018年6月29日付（同11月26日付で一部補正）で本件認可申請を行い、猶予期間中の2018年12月17日に認可を受けた。

## (2) 本件認可申請の内容

気中降下火砕物濃度の算出の仕方やフィルタの目詰まりの評価や設置、交換手順等については、本件保安規定変更申請に添付の補足説明資料－1及び2に記載がある。

高浜発電所については、設計層厚「10cm」から算出した気中降下火砕物濃度が「 $1.4 \text{ g/m}^3$ 」、その条件で「検証試験の結果、ディーゼル発電機が最小限必要とする風量以下になるまでの時間は122分」であるが、手順ではフィルタ交換までの時間を120分とし、その間に交換（20分）と清掃（60分）を行うとしている。フィルタは2セット用意し、24時間で6回ずつ交換している。フィルタの性能について、関西電力は6回の交換・清掃を前提とした6回までの検証試験を実施している。こうした前提で人員を配置している。

表1 入力条件及び計算結果

入力条件		備考
設計層厚	10cm	設置（変更）許可を得た層厚
総降灰量 $W_T$	$121,000 \text{ g/m}^2$	設計層厚×降下火砕物密度 $1.21 \text{ g/cm}^3$
降灰継続時間 $t$	24h	Carey and Sigurdsson(1989)参考
粒径 $r$ の割合 $p_i$		Tephra2による粒径分布の計算値
粒径 $r$ の降灰量 $W_i$		式①
粒径 $r$ の堆積速度 $r_i$	別表1参考	式②
粒径 $r$ の終端速度 $r_e$		Suzuki(1983)参考
粒径 $r$ の気中濃度 $C_i$		式③
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$1.4 \text{ g/m}^3$	式④

高浜発電所保安規定変更認可申請の補足説明資料－2（関西電力）より

大飯発電所については、設計層厚「10 cm」から算出した気中降下火砕物濃度が「 $1.44 \text{ g/m}^3$ 」、その条件で「検証試験の結果、ディーゼル発電機が最小限必要とする風量以下になるまでの時間は147分」であるが、手順ではフィルタ交換までの時間を140分とし、その間に交換（20分）と清掃（80分）を行うとしている。フィルタは2セット用意し、24時間で6回ずつ交換するとしている。フィルタの性能について、関西電力は6回の交換・清掃を前提とした6回までの検証試験を実施している。こうした前提で人員を配置している。

表1 入力条件及び計算結果

入力条件		備考
設計層厚	10cm	設置（変更）許可を得た層厚
総降灰量 $W_T$	$121,000 \text{ g/m}^2$	設計層厚×降下火砕物密度 $1.21 \text{ g/cm}^3$
降灰継続時間 $t$	24h	Carey and Sigurdsson(1989)参考
粒径 $i$ の割合 $p_i$	別表1参考	Tephra2による粒径分布の計算値
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$		式①
粒径 $i$ の堆積速度 $v_i$		式②
粒径 $i$ の終端速度 $r_i$		Suzuki(1983)参考
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$		式③
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$1.44 \text{ g/m}^3$	式④

大飯発電所保安規定変更認可申請の補足説明資料－2（関西電力）より

### （3）設計層厚に関する報告徵収命令

関西電力の原子力発電所では並行して設計層厚をめぐる別の問題が生じていた。関西電力は、設置変更許可申請書において、鳥取県の大山火山の噴火を降下火砕物シミュレーションの対象とし、「大山については、発電所運用期間中に大山倉吉テフラ規模相当の噴火の可能性は十分低いと評価する。したがって、発電所運用期間の噴火規模として、繰り返し生じている数  $\text{km}^3$  以下の規模の噴火の中でも最大の  $5 \text{ km}^3$  を考慮し、米子の1981年～2009年の風データを用いて、移流拡散モデルを用いた降下火砕物のシミュレーションを実施した結果、風速等のばらつきも含めても最大層厚としては約8cm程度であった。」「文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーション結果から、発電所運用期間における敷地の降下火砕物の最大層厚は10cmと設定した。」（高浜発電所1号～4号炉の設置変更許可申請の補正書：関西電力株式会社：2016年4月12日：添付書類六 6(3)-8-15～16・18 及び大飯発電所3号及び4号炉の設置変更許可申請の補正書：関西電力株式会社：2017年2月3日：添付書類六 6(3)-8-14～15・17）このうち、「繰り返し生じている数  $\text{km}^3$  以下の規模の噴火」には約8万年前の大山生竹テフラ（DNP）が含まれるが、原子力規制庁が産業技術総合研究所に委託した平成27年度の安全研究をきっかけに、そのDNPの噴火規模について過小評価が明らかになつたのである。

委託先の産業技術総合研究所は、研究内容を平成29年3月に「大山火山の噴火履歴の再検討」（山元 2017）の論文名で公表した。同論文によると、関西電力が、設置変更許可申請書において、DNPの噴火規模の設定で参照した論文（須藤ほか 2007）では、京都市越畠地区の約30cmのDNPによる地層等が考慮されておらず、これが過小評価をもたらす要因となっている。越畠地区の地層については、地元の研究者らによる論文（井本他(1989)、石田他(1980)、桂睦会(1967)）があつたので、新知見というよりは知見の見落としてあつた。

原子力規制委員会は、2017年6月14日の会合において、「若狭地域の原子力発電所の新規制基準適合性審査の際の火山影響評価では、…発電所運用期間中の噴火規模を想定し、大山生竹（DNP）の噴出量を考慮した数値シミュレーションも行ったうえで火山灰の層厚を10cmと評価しているこ

とを確認しているとしたうえで、安全研究により、「大山生竹（DNP）の噴出量については、既知見とは異なる可能性があること」から、「大山生竹（DNP）の噴火規模（噴出量）を考慮した数値シミュレーションを行っている関西電力に対しては、その根拠となる大山生竹（DNP）の火山灰分布について情報収集を行うことを求めること」とした。（「火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について（案）」平成29年6月14日：原子力規制庁）

関西電力は現地調査を実施し、2018年3月に最初の調査報告を提出した。原子力規制委員会は、「越畠地点におけるDNPの最大層厚は山元（2017）において引用している文献値（30cm）よりもや小さい26cmとみなすことが可能である。」「（「関西電力による大山火山の火山灰分布に関する調査結果について」2018年3月28日：原子力規制庁）と判断したが、関電は、流水により再堆積したもので層厚の評価はできないと主張し、対立した。その後、意見交換会が公開で6月29日と10月5日の二回行われ、関西電力による再調査と10月29日には原子力規制庁による現地調査が行われた。

原子力規制委員会は、2018年11月21日の会合において、「規制庁としては、越畠地域のDNPの降灰層厚を25cm程度として評価する。」とし、また、原子力規制庁が独自に実施した降灰シミュレーションにより、「降灰シミュレーション解析の結果、噴出量12.2km<sup>3</sup>で実施したケースの方が評価地点の層厚を概ね再現できた。」このことから、規制の観点からはDNPの噴出規模を、既往の研究で考えられてきた規模を上回るVEI6規模と評価する。とした文書（「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」2018年11月21日：原子力規制庁）を了承し、規制対応を具体化するよう原子力規制庁に指示を出した。

原子力規制委員会は、2018年12月12日、「京都市越畠地点の大山生竹テフラ（以下「DNP」という。）の降灰層厚は25cm程度であること、またDNPの噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る10km<sup>3</sup>以上と考えられると認定した。」としたうえで、「貴社の高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所に関する原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると考えられることから」、2019年3月31日を期限に、「DNPの噴火規模及びその「評価結果を踏まえた、不確かきケースも含め既許可の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火砕物シミュレーションに基づく原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所）ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚の再評価」を要求する報告徴収命令を下した（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」原子力規制委員会：原規規発第1812124号：平成30年12月12日）。本件認可処分はこの5日後の12月17日である。

#### （4）本件認可処分の不当性

報告徴収命令に従い、「既許可の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火砕物シミュレーション」を実施した場合、既許可の申請書が、噴火規模5km<sup>3</sup>の場合の層厚が約8cmであるので、報告徴収命令に記載のように噴火規模が10km<sup>3</sup>以上になれば、層厚は確実に10cmを超えることになる。原子力規制庁が独自に行なった降灰シミュレーション結果の12.2km<sup>3</sup>を用いて、層厚と噴火規模がおよそ比例するとすると、層厚は約20cmとなる。大山から原子力発電所までと大山から越畠地区までがほぼ同距離であることから、原子力発電所における層厚が、越畠地点と同程度であるとすると、約25cmとなる。いずれにしろ、設置変更許可の前提が崩れたことになる。

例えば、設計層厚が2倍の20cmとなった場合、気中降下火砕物濃度は約2倍となり、ディーゼル発電機が最小限必要とする風量以下になるまでの時間は約半分となると推測される。こうした場合に、

交換及び清掃にかかる時間やフィルタが2セットしかないこと、交換回数が想定を超える可能性等を考慮すれば、現状の運用では、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが閉塞する可能性がある。

ところが、前述のように報告徵収命令の5日後の12月17日に、原子力規制委員会は、確実に過小評価であるとわかっている設計層厚10cmを前提とし、フィルタが閉塞する可能性がある状況で、それを十分に知る立場にありながら、保安規定の変更認可を下したのである。本件認可処分は不当といふ他なく、火山の影響等に対し安全施設の安全機能を損なわないことを要求する基準規則（原子力規制委員会規則第5号）の第6条にも抵触する違法なものといえよう。本来であれば、このような申請の認可は行わず、設計層厚の策定からやり直しを指示すべきものである。本件認可処分を強引に下したのは、12月31日までに認可処分を下さないと、バックフィットの猶予期間が切れることから、関西電力に便宜を図り、原子力発電所を停止せざるをえなくなる状況を避けたためと推察せざるをえない。バックフィットの猶予期間は、「施設の運転の安全性に与える影響…等を踏まえて設定」したはずである。事実であれば、ますます不当で許しがたいものである。

請求人らは、本審査請求において、本件認可処分の取り消しを求めるとともに、高浜発電所及び大飯発電所については、原子炉施設の運転の安全性が確保されない状況で稼働を続いていることから、審査に先立って、直ちに執行停止処分を下すことを申し立てるものである。

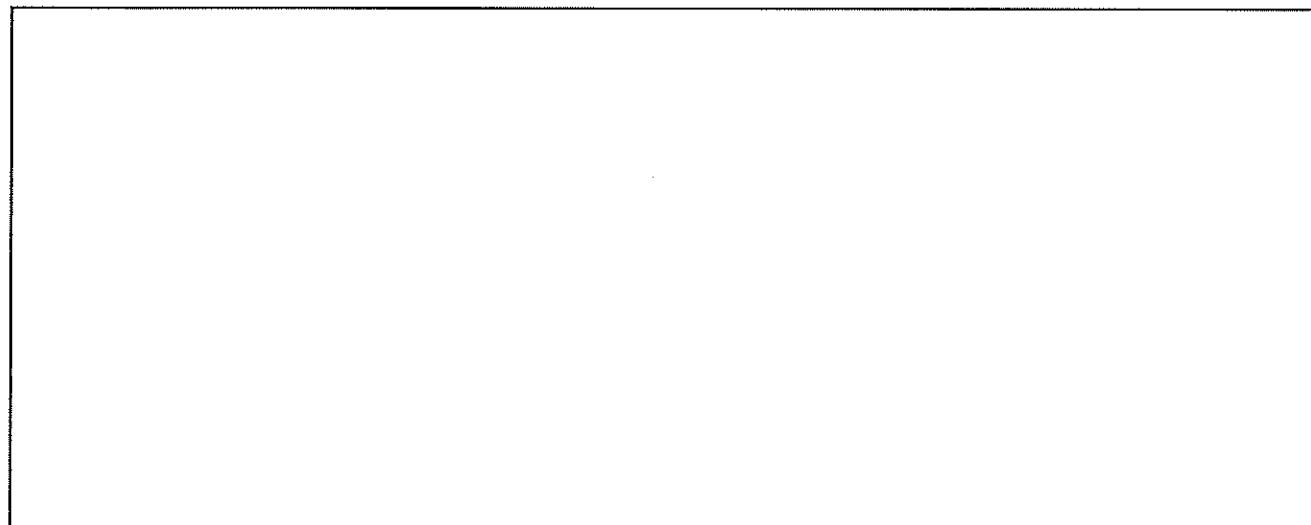
以上

2019年3月13日

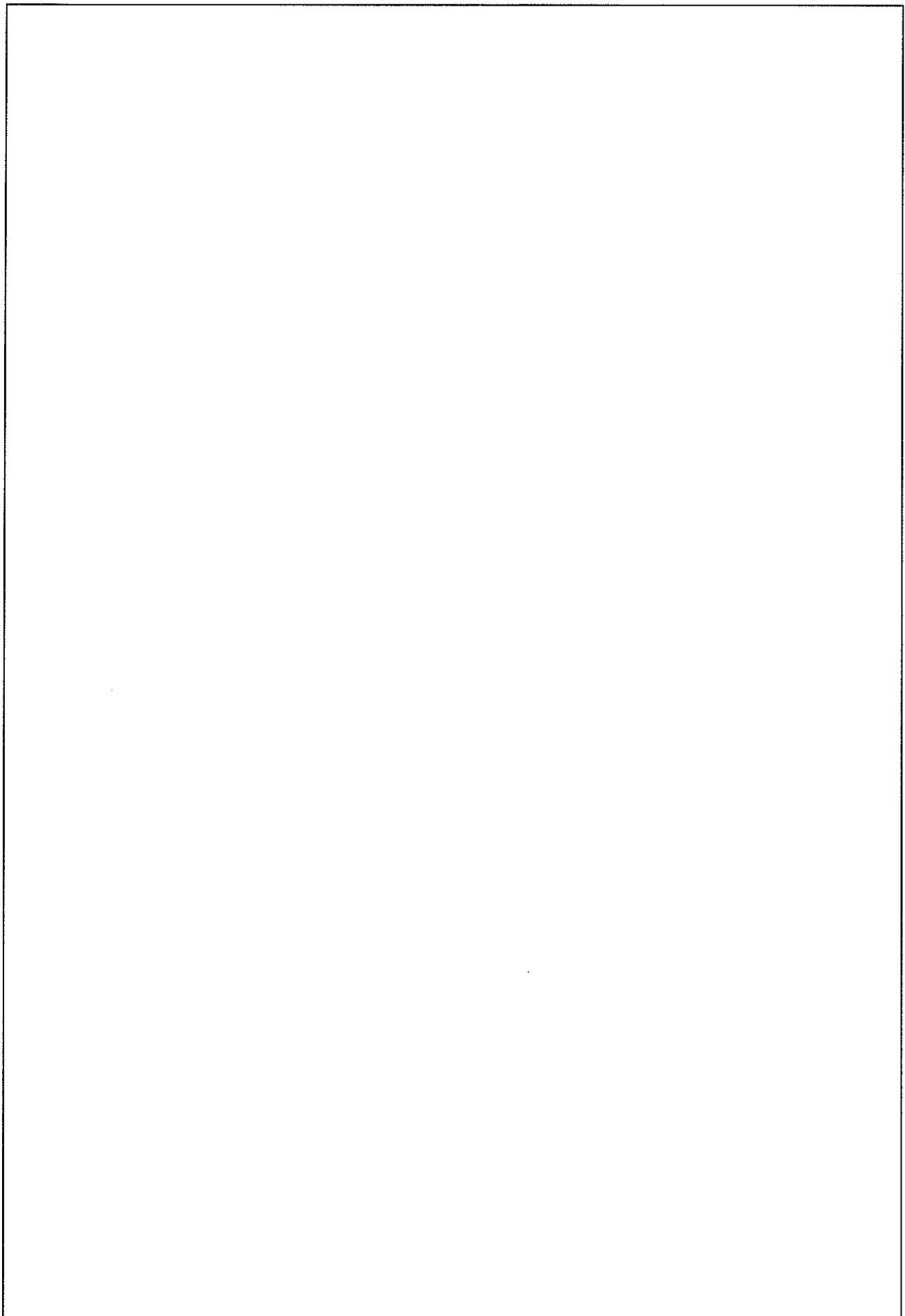
## 総代互選書

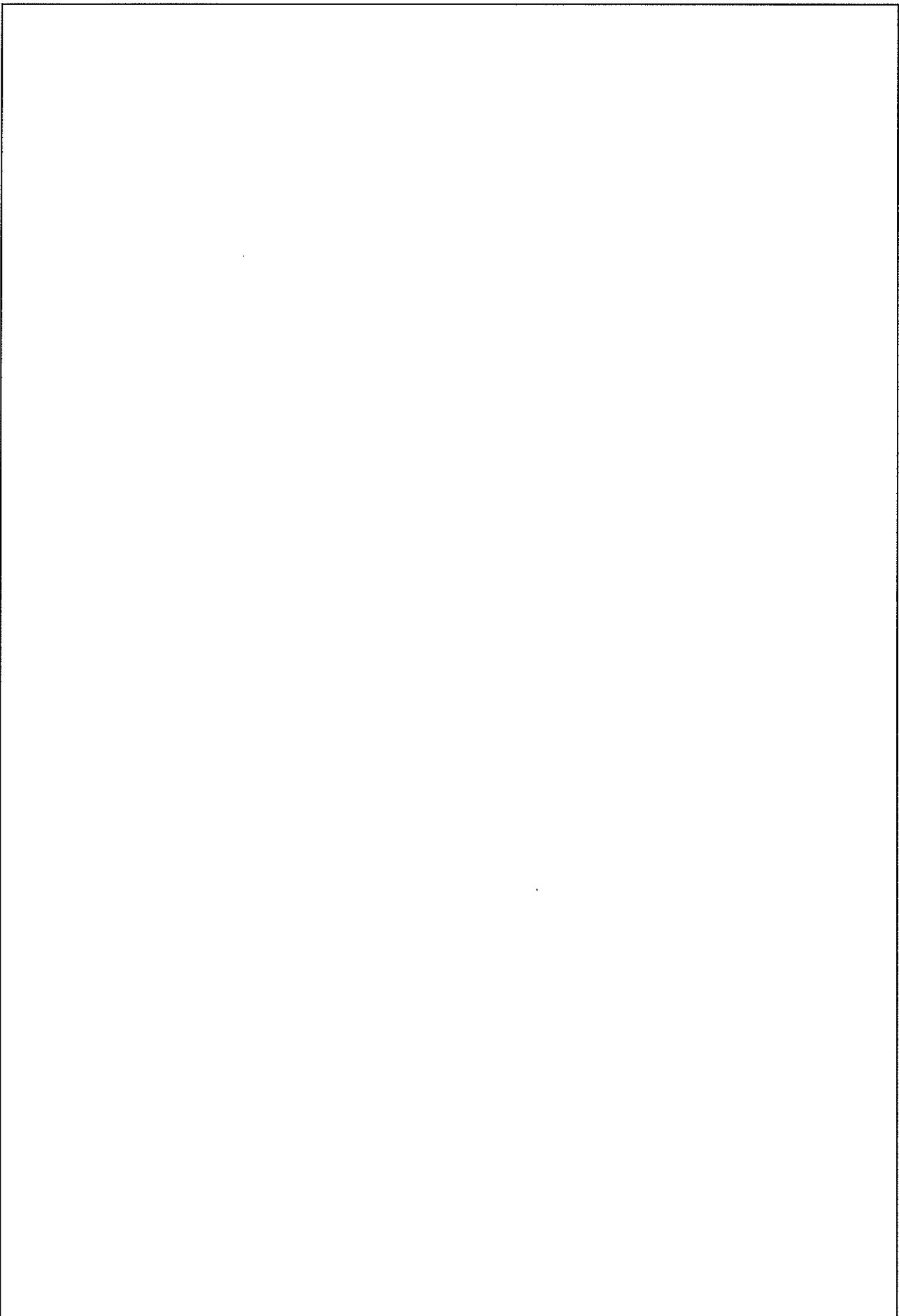
原子力規制委員会御中

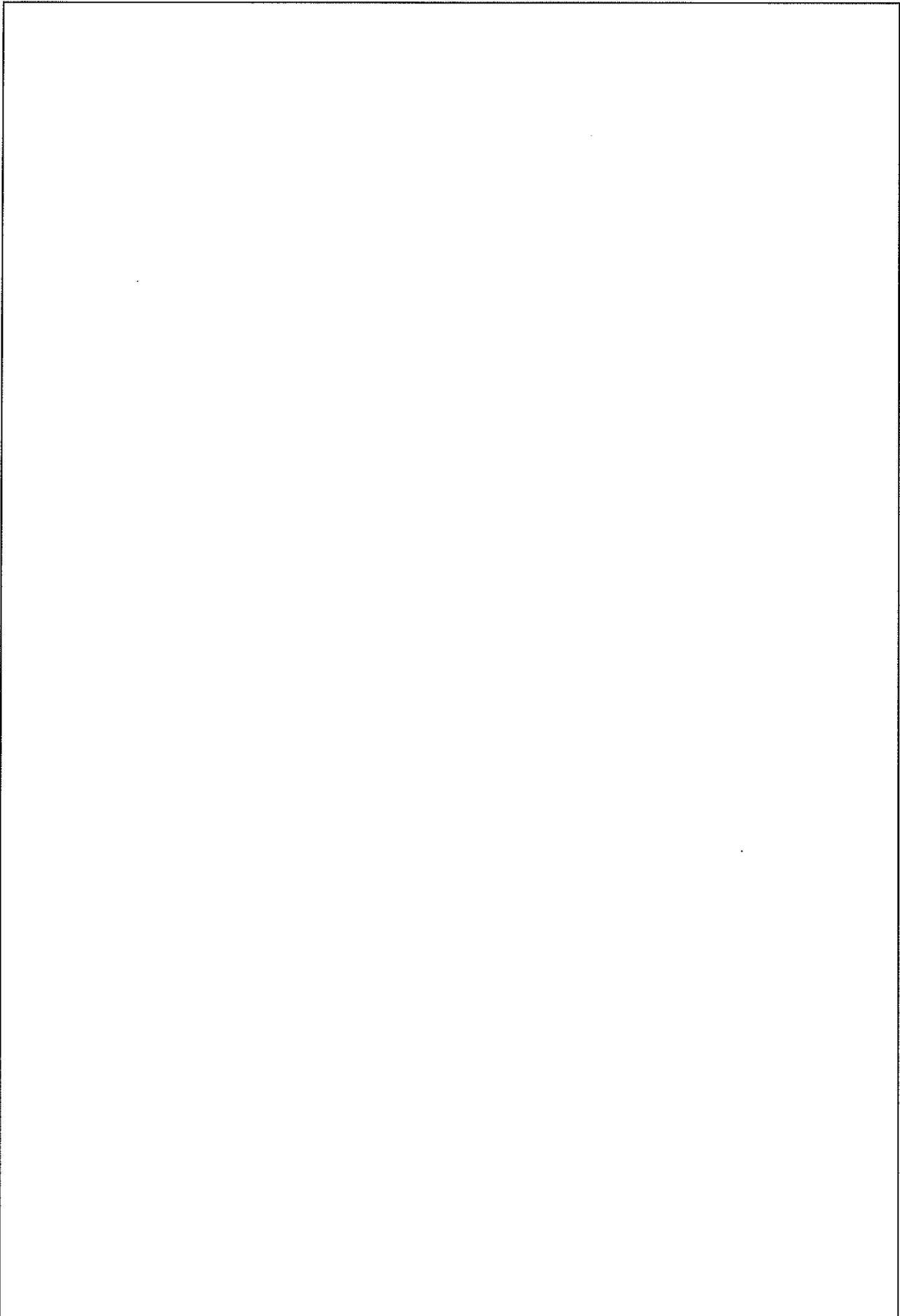
私たち審査請求人は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代に互選します。



審査請求人（別紙）



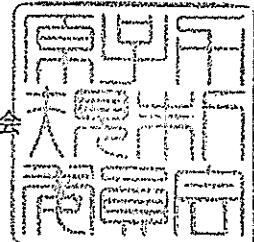




原規規発第 1905242 号  
令和元年 5 月 24 日

審査請求人

原子力規制委員会



審査請求書の補正について

平成 31 年 3 月 13 日付けで貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により、令和元年 6 月 24 日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第 24 条第 1 項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

審査請求書本文に記載されている審査請求人の人数と別紙に記載されている審査請求人の人数が異なる。

2 総代の資格を証する書面

総代の資格を証する書面に審査請求人の押印がない。

総代の資格を証する書面のうち、審査請求人の一覧に総代本人が含まれていない。

総代の資格を証する書面の別紙に審査請求人でない者が含まれている。

## 補 正 書

2019年6月24日

原子力規制委員会御中



2019年5月24日付け（原規規発第1905242号）をもって補正を命ぜられた事項について、下記のとおり補正します。

### 1. 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

審査請求書本文に記載されている審査請求人の人数及び別紙の記載の記載事項に誤りや不備がありましたので補正します。補正したものと差し替えをお願いします。

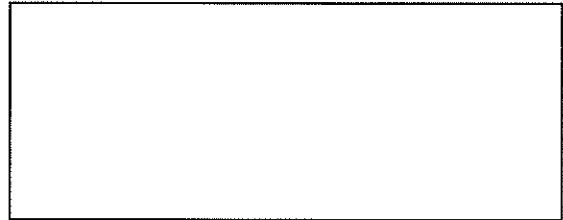
### 2. 総代の資格を証する書面

総代の資格を証する書面の別紙について、審査請求人の押印がない、総代本人が含まれていない、審査請求人でない者が含まれているなど、記載事項に誤りや不備がありましたので補正します。補正したものと差し替えをお願いします。

## 審 査 請 求 書

2019年3月13日

原子力規制委員会御中



行政不服審査法の規定に基づき、次の通り審査を請求する。

1. 審査請求人の氏名並びに住所

(別紙) 81名

2. 審査請求に係る処分

関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）

3. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

2018年12月17日

4. 審査請求の趣旨

「2. 記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5. 審査請求の理由

本審査請求は、本件認可処分に係る関西電力による申請の内容が、処分の5日前に原子力規制委員会より発せられた報告徵取命令（原規規発第1812124号）等に照らしても、原子炉施設の運転の安全性が確保されないことが明らかであり、この認可処分が、火山の影響等に対し安全施設の安全機能を損なわないことを要求する基準規則（原子力規制委員会規則第5号）第6条にも抵触することから、処分の取り消しを求めるものである。また、処分の対象となる高浜発電所及び大飯発電所が稼働中であることから、審査に先立つて、直ちに執行停止処分を下すこと申し立てるものである。以下、詳細は別紙のとおりである。

6. 口頭意見陳述会の開催

希望する。

7. 執行停止処分の申し立て

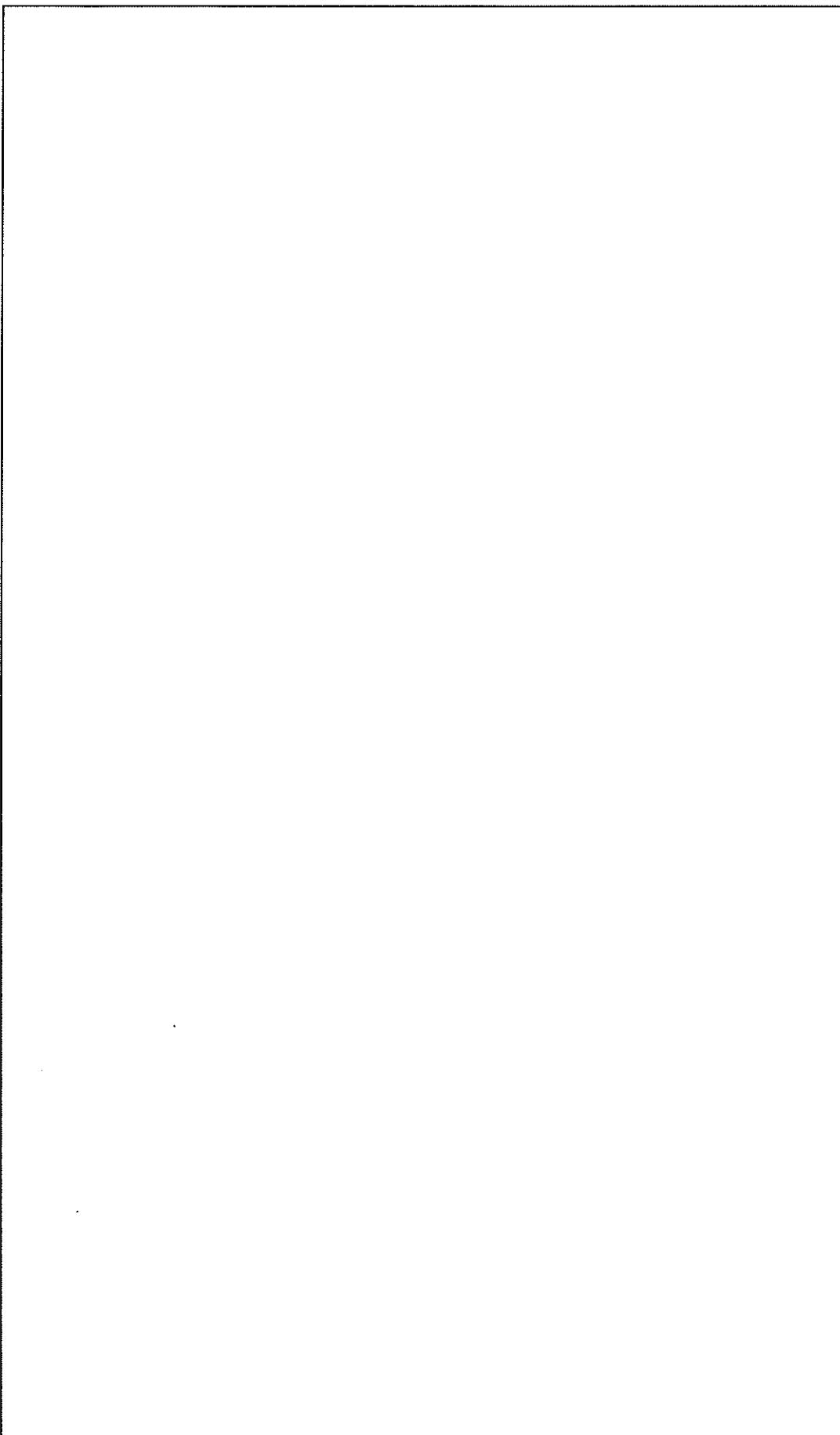
本件の不当な処分に基づき、対象となる高浜発電所及び大飯発電所が、原子炉施設の運転の安全性が確保されない状況で稼働を続けていることから、その緊急性に鑑み、審査に先立ち、処分の執行停止処分を直ちに下すよう申し立てる。

8. 処分序の教示

なし

審查請求人

### 住所及び居所



## 審査請求の理由

本審査請求は、本件認可処分に係る関西電力による申請の内容が、処分の5日前に原子力規制委員会より発せられた報告徴収命令（原規規発第1812124号）等に照らしても、原子炉施設の運転の安全性が確保されないことが明らかであり、これの認可処分が、火山の影響等に対し安全施設の安全機能を損なわないことを要求する基準規則（原子力規制委員会規則第5号）第6条にも抵触することから、処分の取り消しを求めるものである。また、処分の対象となる高浜発電所及び大飯発電所が稼働中であることから、審査に先立って、直ちに執行停止処分を下すことを申し立てるものである。詳細は以下のとおりである。

### （1）本件認可処分の経緯

本件認可処分に係る申請は、原子力発電所の火山影響評価に用いられる敷地における大気中の火山灰濃度（気中降下火砕物濃度）の設定について、規則及び火山影響評価ガイドが改定されたことによる。「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」原子力規制委員会：平成30年12月19日改定：P355～359）には以下の記載がある。（以下、下線はすべて引用者による）

「平成28年10月5日第35回原子力規制委員会において、委員から、降下火砕物の気中濃度（以下「気中降下火砕物濃度」という。）に関して、同年4月に電力中央研究所が公表した富士宝永噴火に関する数値シミュレーションに係る研究報告等の学術研究について、収集・分析や研究を進め、規制へ反映するか否かを判断する必要がある旨の指摘があった。」

また、原子力規制庁は、既許可の原子炉について、これまで、「2010年のエイヤフィヤトラヨークトル火山の噴火で得られた観測データを用いた場合の影響を確認」していたところ、「1980年のセントヘレンズ山の噴火で得られた観測データを用いた場合の影響を確認することを求めるとともに、上記電力中央研究所の研究報告に対する事業者の見解等を報告することを求めた。」

上記の報告結果も踏まえ、「気中降下火砕物濃度に係る最新知見の規制への反映について検討を行うため、学識経験者らの参加の下、『降下火砕物の影響評価に関する検討チーム』が設置された。『計3回の会合における検討の結果については『気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置付け及び要求に関する基本的考え方』（以下『気中降下火砕物に係る規制の考え方』という。）として取りまとめ、平成29年7月19日第25回原子力規制委員会において報告を行った。あわせて、同委員会において、気中降下火砕物に係る規制の考え方に基づき規則等の改正を行うことが了承された。」

「原子力規制委員会は、降下火砕物に係る規制の考え方に基づく規則等の改正案に対して、平成29年9月21日から1か月間の意見公募手続を行った。意見公募手続での指摘等を踏まえて一部修正された規則等の改正案については、同年11月29日に決定され、同年12月14日に施行された。これらについては、施設の運転の安全性に与える影響、事業者及び規制当局の評価・確認等に要する期間等を踏まえ、経過措置として施行から約1年（平成30年12月31日まで）の猶予期間を設けることとした。」

「気中降下火砕物は、改正以前から、火山影響評価ガイドにおいて、原子力発電所に影響を及ぼす火山事象として、その影響を十分に小さくする必要があるとし、具体的には、外気取入口からの火山灰の侵入により非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能損失が生じないこと等としている。」

「気中降下火砕物に係る規制の考え方においては、前述の電力中央研究所の研究報告及び産業技術総合研究所の研究報告を踏まえ、1980年のセントヘレンズ山の噴火で得られた観測データ等より高濃度の気中降下火砕物が到来する可能性があり、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが閉塞する可能性があることが分かったため、これを考慮する必要があるとした。」

「平成29年12月の改正」の内容としては、「気中降下火砕物濃度の評価に關し、火山影響評価ガイドにおいて、降灰継続時間を仮定して堆積量から推定する手法、及び数値シミュレーションにより推定する手法を新たに示し、これらのうちいざれかの手法を用いて気中降下火砕物濃度を算出し、その算出された気中濃度における環境下における影響評価を行わなければならないとした。」

「非常用交流動力電源等を当該濃度環境下で使用するための対策として、例えば、外気取入口のフィルタの交換体制の整備や交換用フィルタの用意等を行うことは運用による対策であり、設置（変更）許可に係る審査における確認内容を変更するものではないことから、保安規定（変更）認可に係る審査において確認することとなる。なお、事業者の判断で、設置（変更）許可を伴う設備変更による対策を講じることを妨げるものではない。」

関西電力は、稼働中の高浜発電所と大飯発電所について、改定規則等に基づき、気中降下火砕物濃度を「降灰継続時間を仮定して堆積量から推定する手法」により算出した。その際、降灰継続時間を24時間とし、堆積量としては、設置変更許可を受けていた設計層厚10cmを用いた。降灰時には、新たに改良型フィルタを設置することとし、目詰まりせずに交換する手順を定め、2018年6月29日付（同11月26日付で一部補正）で本件認可申請を行い、猶予期間中の2018年12月17日に認可を受けた。

## (2) 本件認可申請の内容

気中降下火砕物濃度の算出の仕方やフィルタの目詰まりの評価や設置、交換手順等については、本件保安規定変更申請に添付の補足説明資料-1及び2に記載がある。

高浜発電所については、設計層厚「10cm」から算出した気中降下火砕物濃度が「 $1.4 \text{ g/m}^3$ 」、その条件で「検証試験の結果、ディーゼル発電機が最小限必要とする風量以下になるまでの時間は122分」であるが、手順ではフィルタ交換までの時間を「120分」とし、その間に交換と清掃を行うとしている（補足説明資料-2）。フィルタは2セット用意（補足説明資料-1）し、24時間で6回ずつ交換するとしている。フィルタの性能について、関西電力は6回の交換・清掃を前提とした6回までの検証試験を実施している（補足説明資料-2）。こうした前提で人員を配置している（補足説明資料-1）。

表1 入力条件及び計算結果

入力条件	備考
設計層厚	10cm 設置（変更）許可を得た層厚
総降灰量 $W_t$	$121,000 \text{ g/cm}^2$ 設計層厚×降下火砕物密度 $1.21 \text{ g/cm}^3$
降灰継続時間 $t$	24h Carey and Sigurdsson(1989)参考
粒径 $i$ の割合 $p_i$	
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$	
粒径 $i$ の堆積速度 $r_i$	別表1参考 式①
粒径 $i$ の終端速度 $v_i$	式② Suzuki(1983)参考
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$	式③
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$1.4 \text{ g/m}^3$ 式④

高浜発電所保安規定変更認可申請の補足説明資料-2（関西電力）より

大飯発電所については、設計層厚「10 cm」から算出した気中降下火砕物濃度が「 $1.44 \text{ g/m}^3$ 」、その条件で「検証試験の結果、ディーゼル発電機が最小限必要とする風量以下になるまでの時間は147分」であるが、手順ではフィルタ交換までの時間を140分とし、その間に交換と清掃を行うとしている。(補足説明資料-2)。フィルタは2セット用意(補足説明資料-1)し、24時間で6回ずつ交換するとしている。フィルタの性能について、関西電力は6回の交換・清掃を前提とした6回までの検証試験を実施している(補足説明資料-2)。こうした前提で人員を配置している(補足説明資料-1)。

表1 入力条件及び計算結果

入力条件	備考
設計層厚	10cm
総降灰量 $W_T$	$121,000 \text{ g/m}^2$
降灰継続時間 $t$	24h
粒径 $i$ の割合 $p_i$	Carey and Sigurdsson(1989)参考 Tephra2による粒径分布の計算値 式① 式② Suzuki(1983)参考 式③
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$	
粒径 $i$ の堆積速度 $v_i$	
粒径 $i$ の終端速度 $n_i$	
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$	
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$1.44 \text{ g/m}^3$

大飯発電所保安規定変更認可申請の補足説明資料-2(関西電力)より

### (3) 設計層厚に関する報告徵収命令

関西電力の原子力発電所では並行して設計層厚をめぐる別の問題が生じていた。関西電力は、設置変更許可申請書において、鳥取県の大山火山の噴火を降下火砕物シミュレーションの対象とし、「大山については、発電所運用期間中に大山倉吉テフラ規模相当の噴火の可能性は十分低いと評価する。したがって、発電所運用期間の噴火規模として、繰り返し生じている数  $\text{km}^3$  以下の規模の噴火の中でも最大の  $5 \text{ km}^3$  を考慮し、米子の1981年～2009年の風データを用いて、移流拡散モデルを用いた降下火砕物のシミュレーションを実施した結果、風速等のばらつきも含めても最大層厚としては約8cm程度であった。」「文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーション結果から、発電所運用期間における敷地の降下火砕物の最大層厚は10cmと設定した。」(高浜発電所1号～4号炉の設置変更許可申請の補正書：関西電力株式会社：2016年4月12日：添付書類六6(3)-8-15～16・18及び大飯発電所3号及び4号炉の設置変更許可申請の補正書：関西電力株式会社：2017年2月3日：添付書類六6(3)-8-14～15・17) このうち、「繰り返し生じている数  $\text{km}^3$  以下の規模の噴火」には約8万年前の大山生竹テフラ(DNP)が含まれるが、原子力規制庁が産業技術総合研究所に委託した平成27年度の安全研究をきっかけに、そのDNPの噴火規模について過小評価が明らかになつたのである。

委託先の産業技術総合研究所は、研究内容を平成29年3月に「大山火山の噴火履歴の再検討」(山元 2017)の論文名で公表した。同論文によると、関西電力が、設置変更許可申請書において、DNPの噴火規模の設定で参照した論文(須藤ほか 2007)では、京都市越畠地区の約30cmのDNPによる地層等が考慮されておらず、これが過小評価をもたらす要因となっている。越畠地区的地層については、地元の研究者による論文(井本他(1989)、石田他(1980)、桂睦会(1967))があつたので、新知見というよりは知見の見落としてあった。

原子力規制委員会は、2017年6月14日の会合において、「若狭地域の原子力発電所の新規制基準適合性審査の際の火山影響評価では、…発電所運用期間中の噴火規模を想定し、大山生竹(DNP)の噴出量を考慮した数値シミュレーションも行ったうえで火山灰の層厚を10cmと評価しているこ

とを確認しているとしたうえで、安全研究により、「大山生竹（DNP）の噴出量については、既知見とは異なる可能性があること」から、「大山生竹（DNP）の噴火規模（噴出量）を考慮した数値シミュレーションを行っている関西電力に対しては、その根拠となる大山生竹（DNP）の火山灰分布について情報収集を行うことを求めること」とした。（「火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について（案）」平成29年6月14日：原子力規制庁）

関西電力は現地調査を実施し、2018年3月に最初の調査報告を提出した。原子力規制委員会は、「越畠地点におけるDNPの最大層厚は山元（2017）において引用している文献値（30cm）よりやや小さい26cmとみなすことが可能である。」（「関西電力による大山火山の火山灰分布に関する調査結果について」2018年3月28日：原子力規制庁）と判断したが、関電は、流水により再堆積したもので層厚の評価はできないと主張し、対立した。その後、意見交換会が公開で6月29日と10月5日の二回行われ、関西電力による再調査と10月29日には原子力規制庁による現地調査が行われた。

原子力規制委員会は、2018年11月21日の会合において、「規制庁としては、越畠地域のDNPの降灰層厚を25cm程度として評価する。」とし、また、原子力規制庁が独自に実施した降灰シミュレーションにより、「降灰シミュレーション解析の結果、噴出量12.2km<sup>3</sup>で実施したケースの方が評価地点の層厚を概ね再現できた。このことから、規制の観点からはDNPの噴出規模を、既往の研究で考えられてきた規模を上回るVEI6規模と評価する。」とした文書（「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」2018年11月21日：原子力規制庁）を了承し、規制対応を具体化するよう原子力規制庁に指示を出した。

原子力規制委員会は、2018年12月12日、「京都市越畠地点の大山生竹テフラ（以下「DNP」という。）の降灰層厚は25cm程度であること、またDNPの噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る10km<sup>3</sup>以上と考えられると認定した。」としたうえで、「貴社の高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所に関する原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると考えられることから」、2019年3月31日を期限に、「DNPの噴火規模」及びその「評価結果を踏まえた、不確かさケースも含め既許可の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火砕物シミュレーションに基づく原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所）ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚の再評価」を要求する報告徴収命令を下した（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」原子力規制委員会：原規規発第1812124号：平成30年12月12日）。本件認可処分はこの5日後の12月17日である。

#### （4）本件認可処分の不当性

報告徴収命令に従い、「既許可の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火砕物シミュレーション」を実施した場合、既許可の申請書が、噴火規模5km<sup>3</sup>の場合の層厚が約8cmであるので、報告徴収命令に記載のように噴火規模が10km<sup>3</sup>以上になれば、層厚は確実に10cmを超えることになる。原子力規制庁が独自に行なった降灰シミュレーション結果の12.2km<sup>3</sup>を用いて、層厚と噴火規模がおよそ比例するとすると、層厚は約20cmとなる。大山から原子力発電所までと大山から越畠地区までがほぼ同距離であることから、原子力発電所における層厚が、越畠地点と同程度であるとすると、約25cmとなる。いずれにしろ、設置変更許可の前提が崩れたことになる。

例えば、設計層厚が2倍の20cmとなった場合、気中降下火砕物濃度は約2倍となり、ディーゼル

発電機が最小限必要とする風量以下になるまでの時間は約半分となると推測される。こうした場合に、交換及び清掃にかかる時間やフィルタが2セットしかないこと、交換回数が想定を超える可能性等を考慮すれば、現状の運用では、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが閉塞する可能性がある。

ところが、前述のように報告徴収命令の5日後の12月17日に、原子力規制委員会は、確実に過小評価であるとわかっている設計層厚10cmを前提とし、フィルタが閉塞する可能性がある状況で、それを十分に知る立場にありながら、保安規定の変更認可を下したのである。本件認可処分は不当という他なく、火山の影響等に対し安全施設の安全機能を損なわないことを要求する基準規則（原子力規制委員会規則第5号）の第6条にも抵触する違法なものといえよう。本来であれば、このような申請の認可は行わず、設計層厚の策定からやり直しを指示すべきものである。本件認可処分を強引に下したのは、12月31日までに認可処分を下さないと、バックフィットの猶予期間が切れる事から、関西電力に便宜を図り、原子力発電所を停止せざるをえなくなる状況を避けたためと推察せざるをえない。バックフィットの猶予期間は、「施設の運転の安全性に与える影響…等を踏まえて設定」したはずである。事実であれば、ますます不当で許しがたいものである。

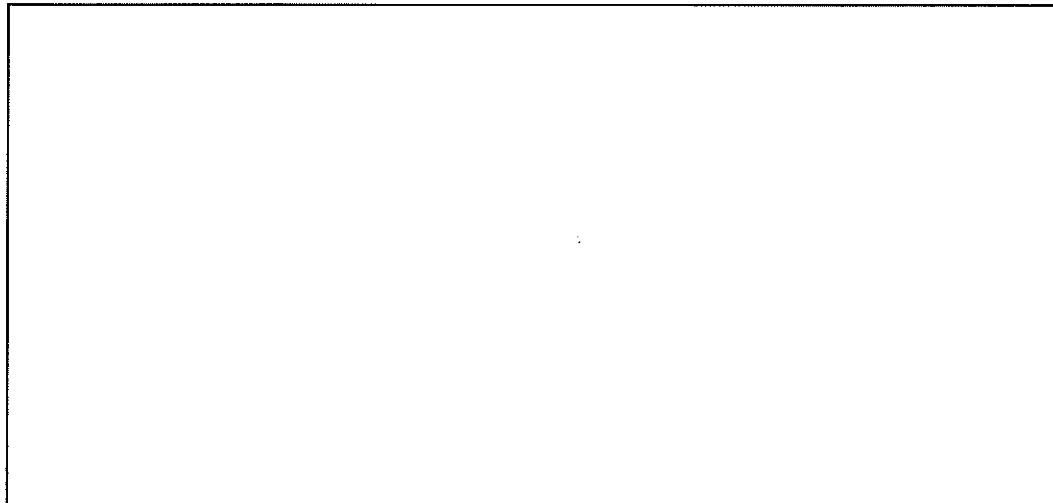
請求人らは、本審査請求において、本件認可処分の取り消しを求めるともに、高浜発電所及び大飯発電所については、原子炉施設の運転の安全性が確保されない状況で稼働を続けていることから、審査に先立って、直ちに執行停止処分を下すことを申し立てるものである。

2019年3月13日

総代互選書

原子力規制委員会御中

私たち審査請求人は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代に互選します。



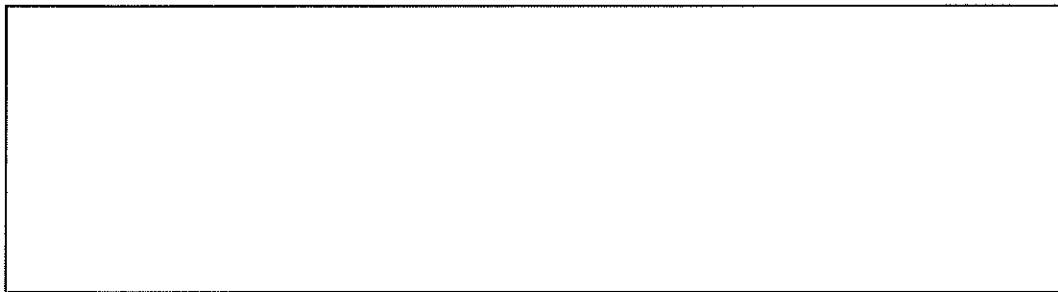
審査請求人（別紙）

(印)

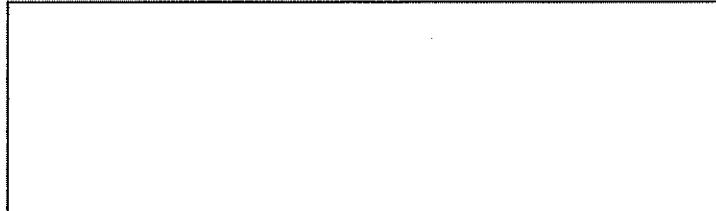


原子力規制委員会御中

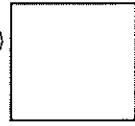
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

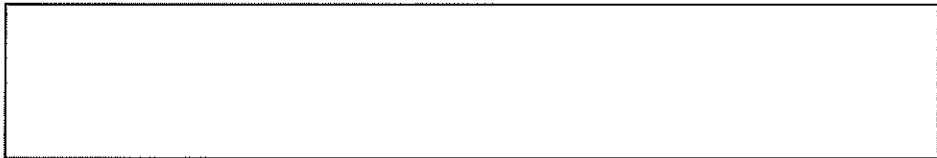


(印)

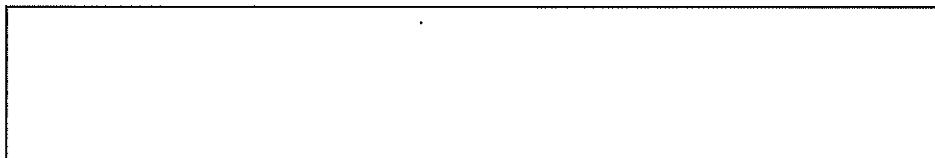


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



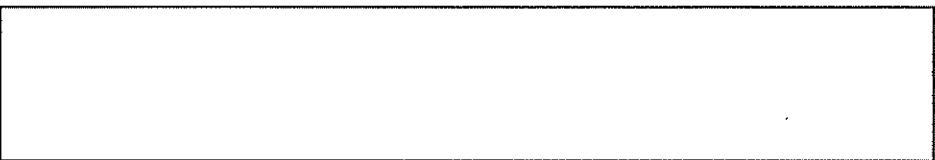
審査請求人



(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人



(印)

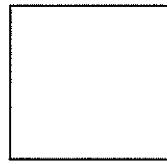
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



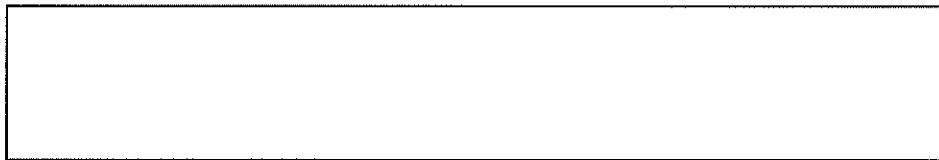
審査請求人



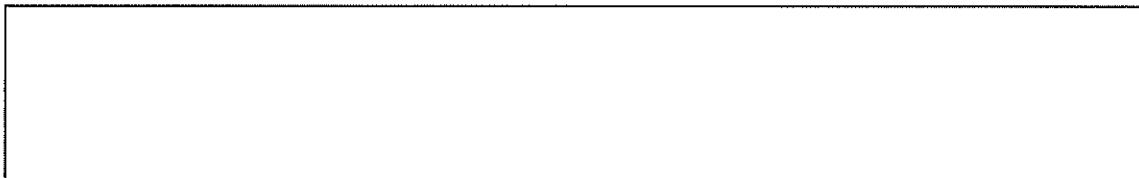


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人



(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

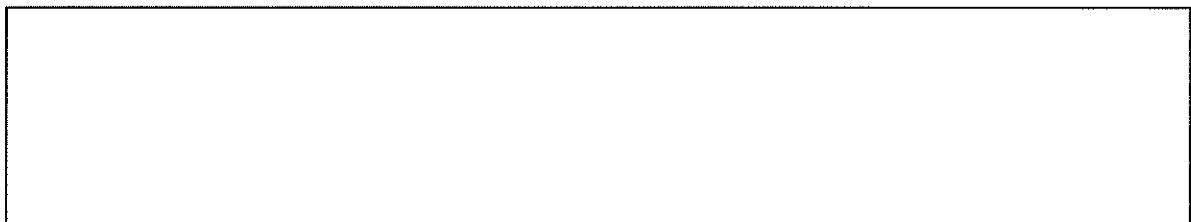


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人



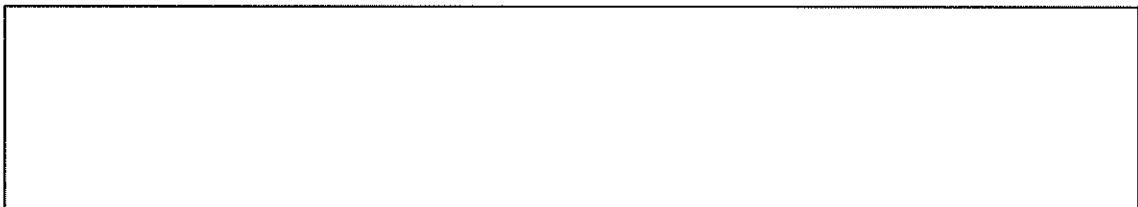


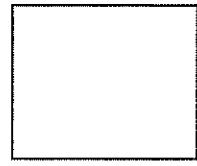
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



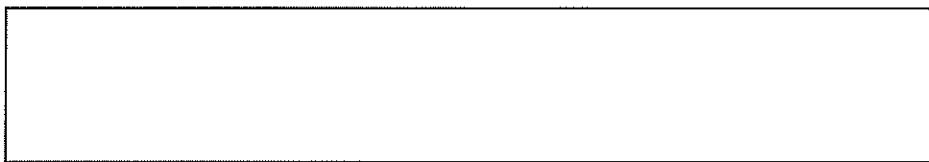
審査請求人



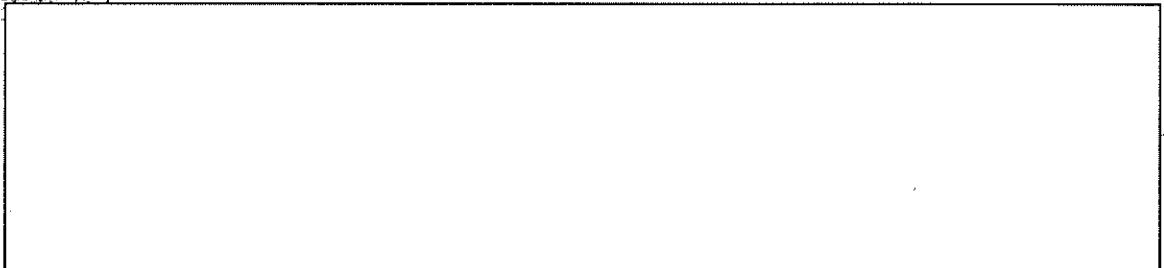


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審



原子力規制委員会御中

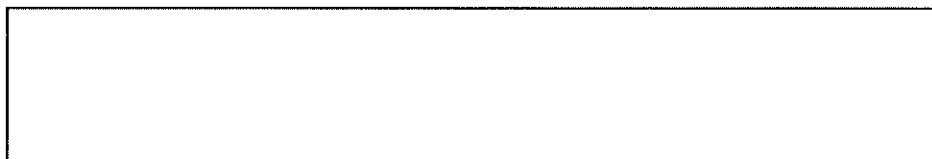
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

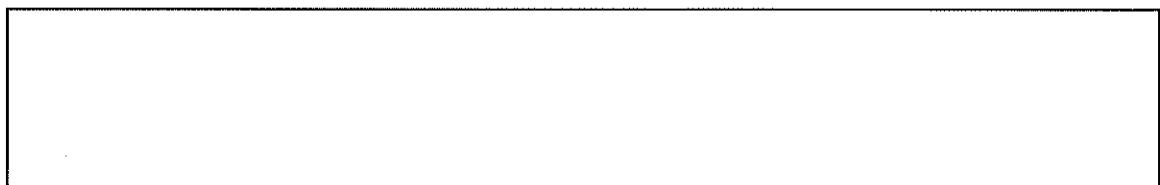


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人



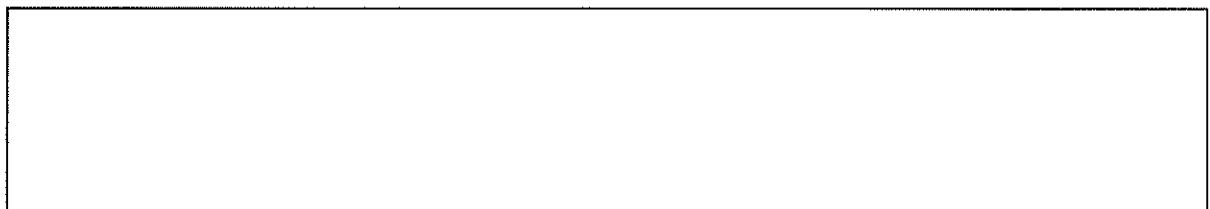


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



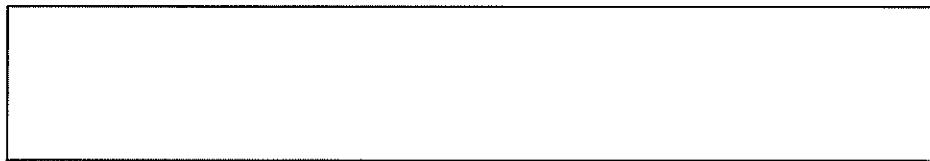
審査請求人



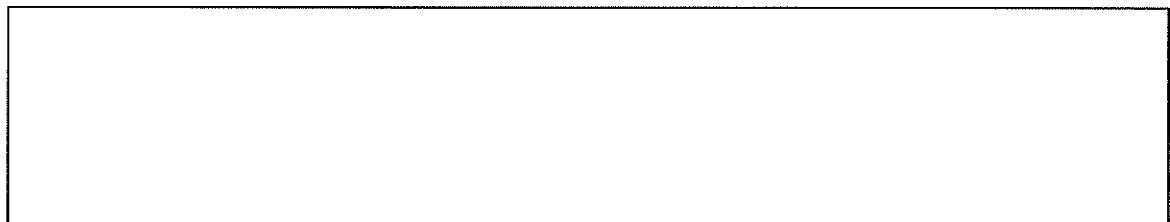


原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人



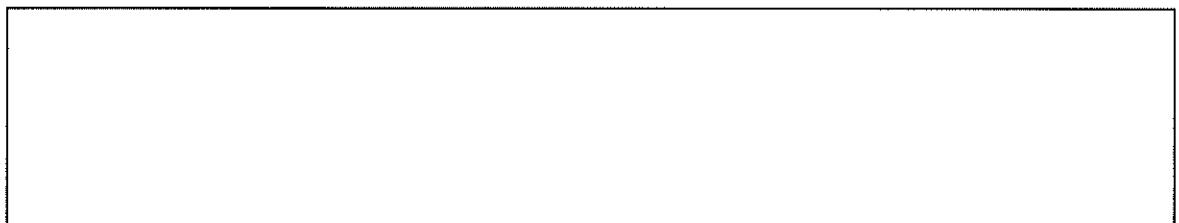


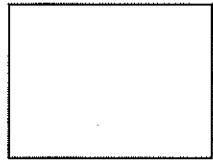
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



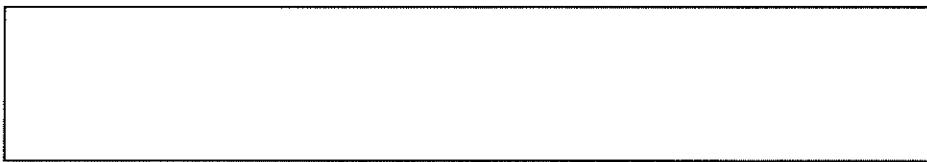
審査請求人





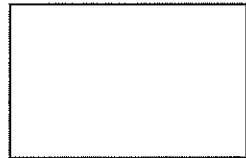
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

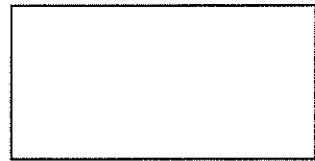


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

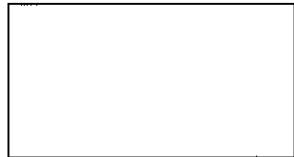


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

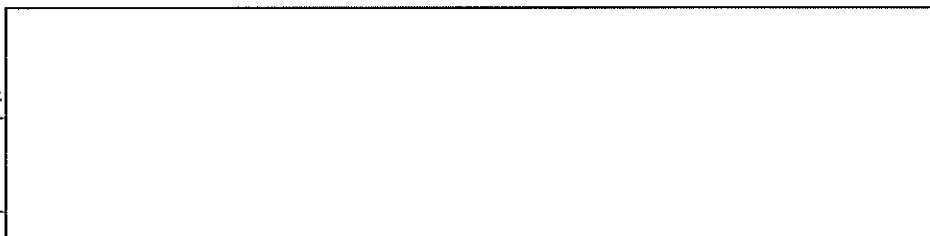
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)

--	--

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

（住 所）

（氏 名）



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

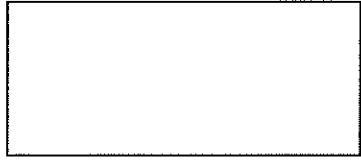


審査請求人

(住 所)

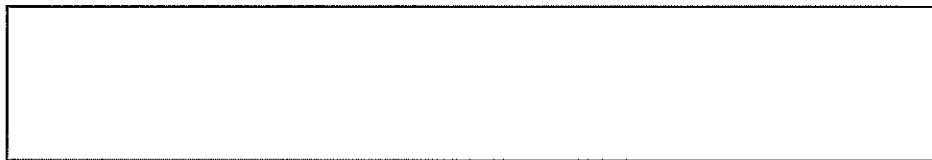
(氏 名)





原子力規制委員会御中

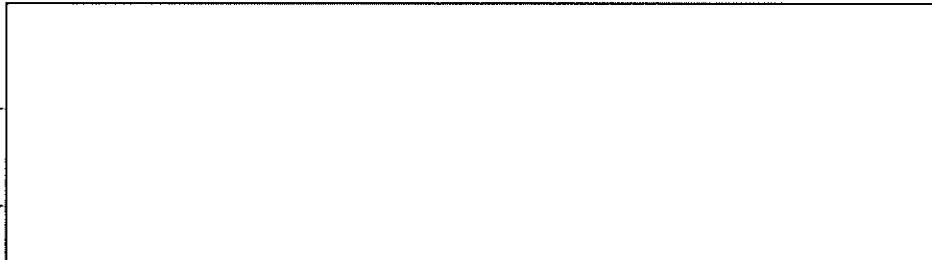
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)





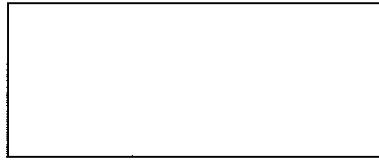
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住)	
(氏)	



原子力規制委員会御中

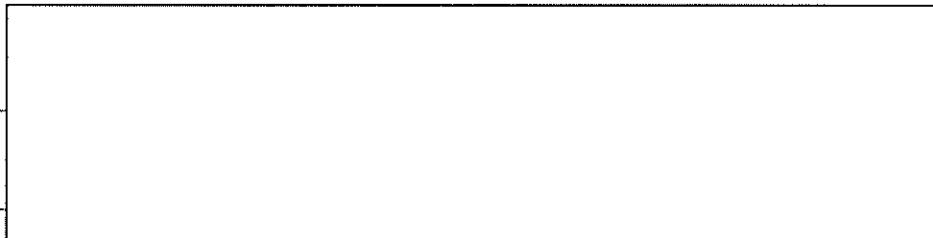
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

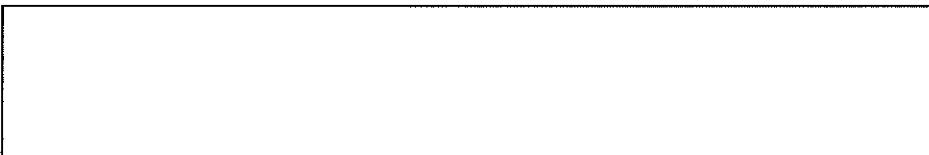
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

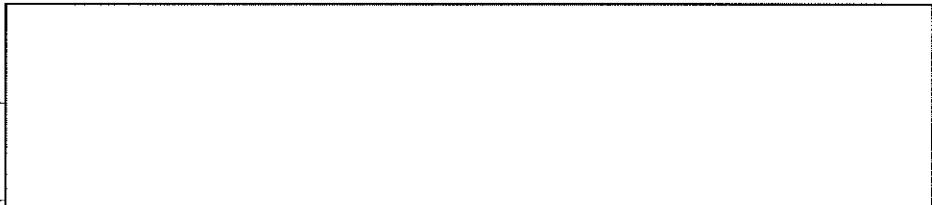
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

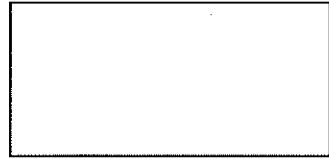


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

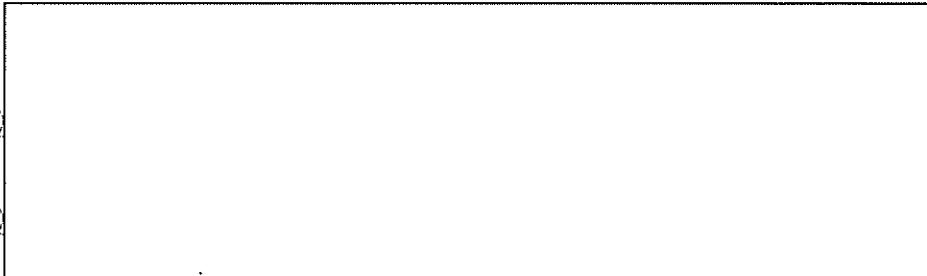
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

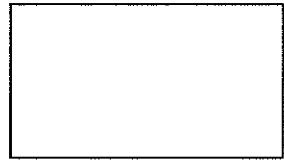


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

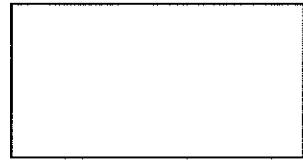


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

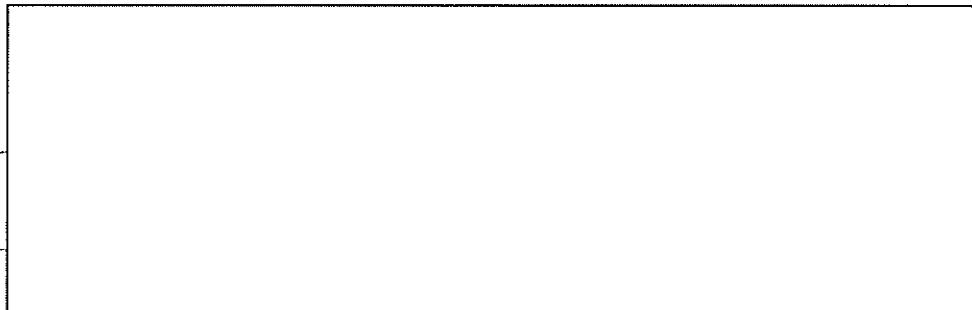
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

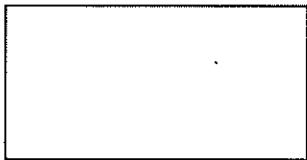


審査請求人

(住 所)

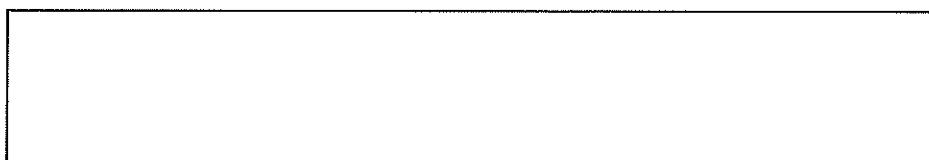
(氏 名)





原子力規制委員会御中

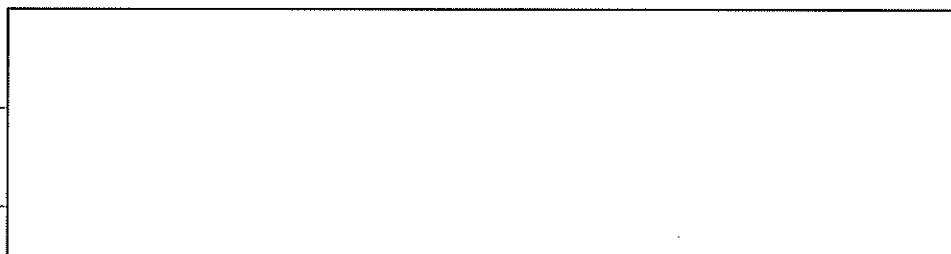
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

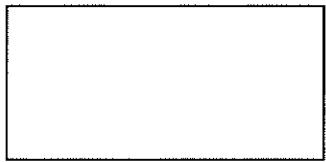


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

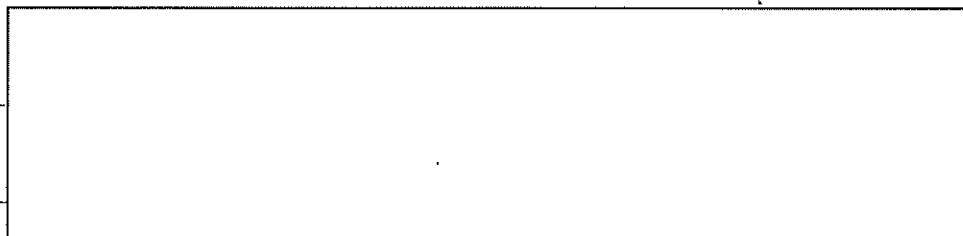
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

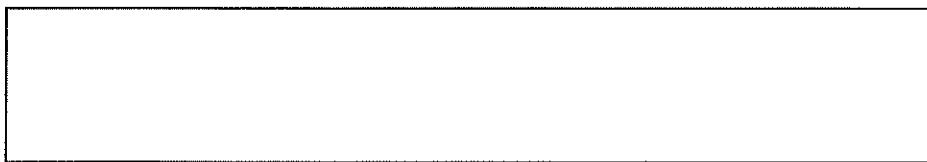
(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

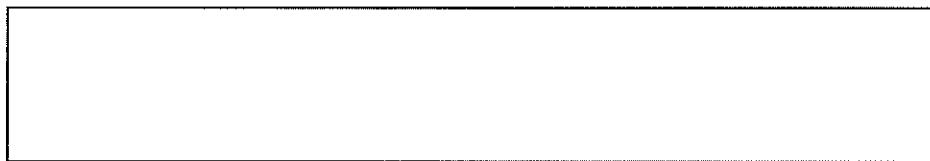
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

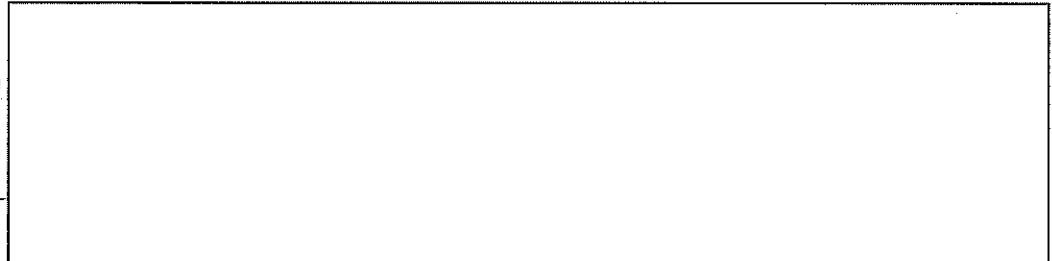
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

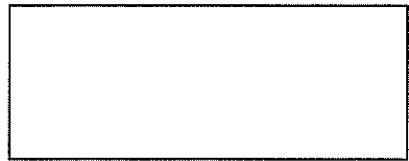


審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

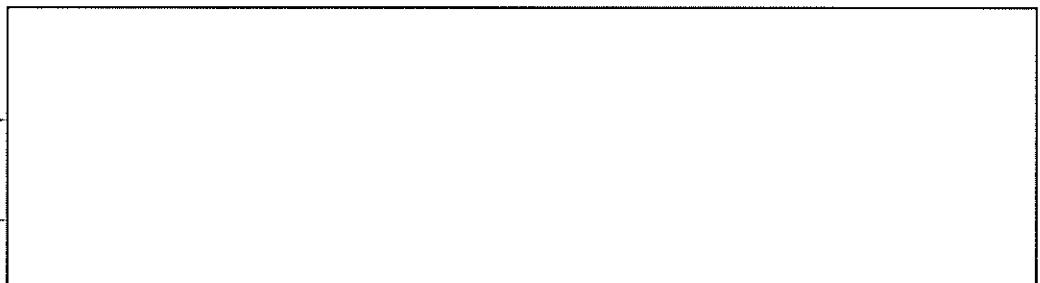
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

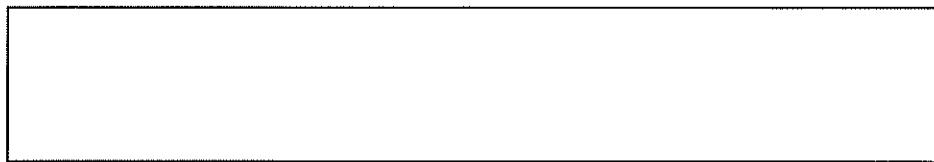
(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

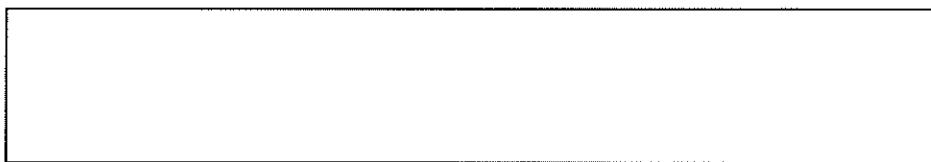
(氏 名)





原子力規制委員会御中

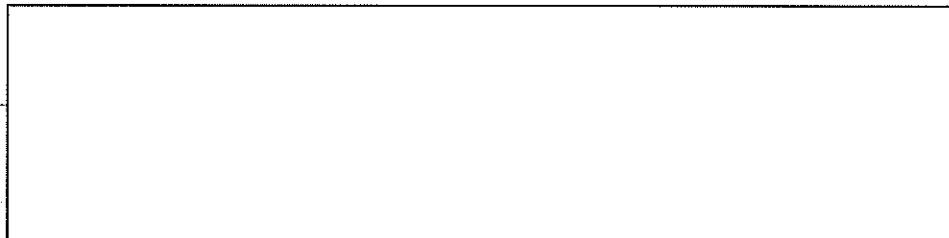
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住所)

(氏名)



(印)

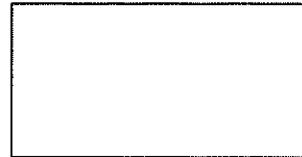
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

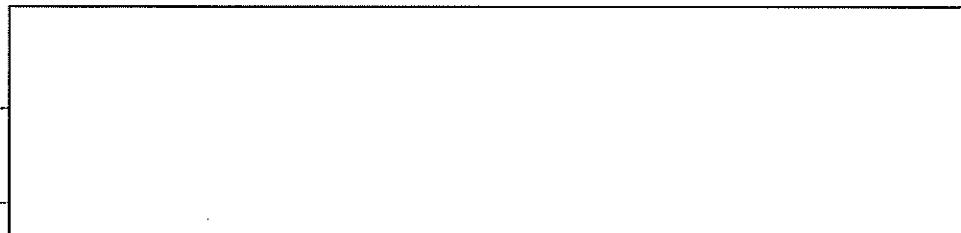
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

(住 所)

(氏 名)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

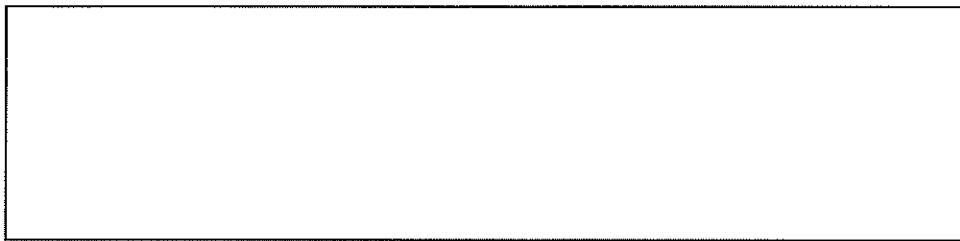
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

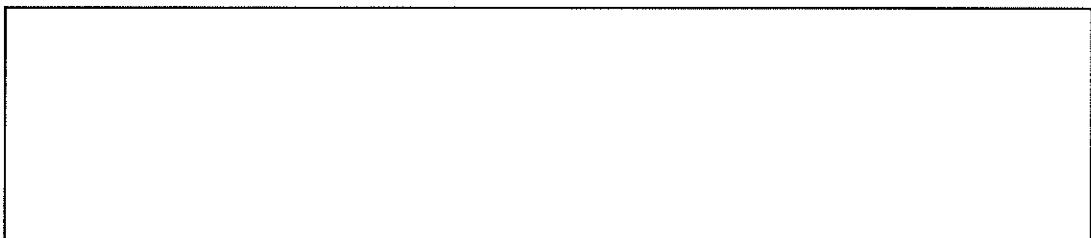
（住 所）

（氏 名）



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)

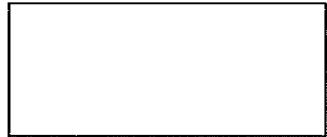
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

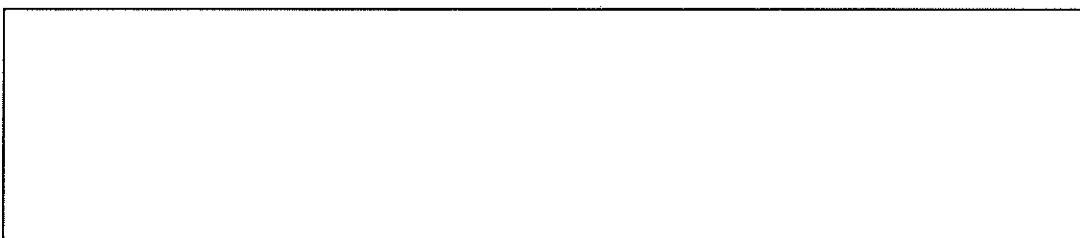
（住 所）

（氏 名）



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



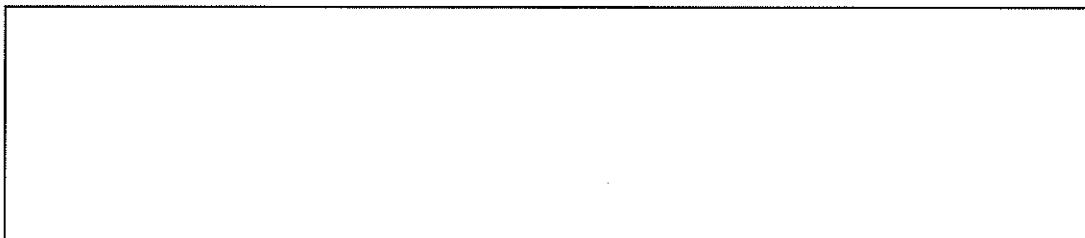
審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

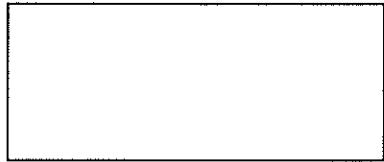
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

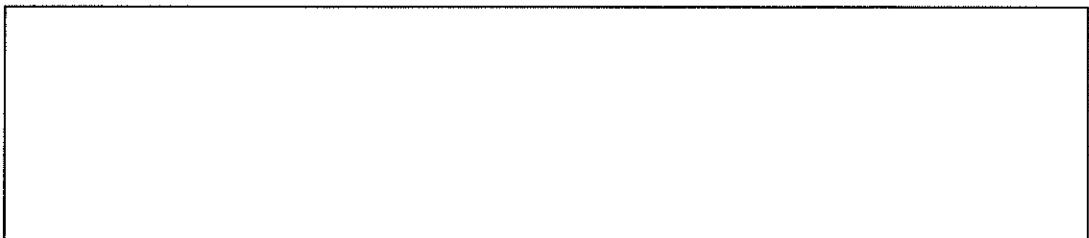
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

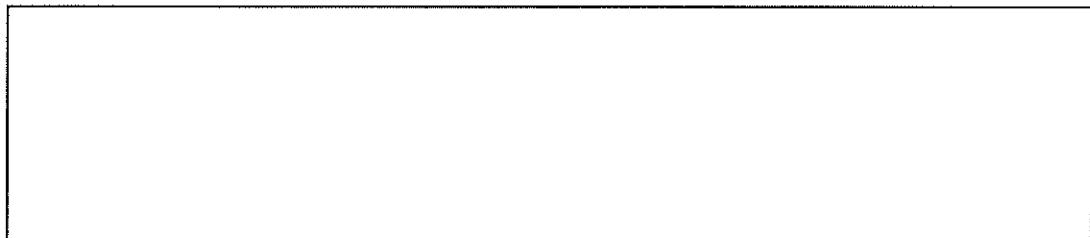
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

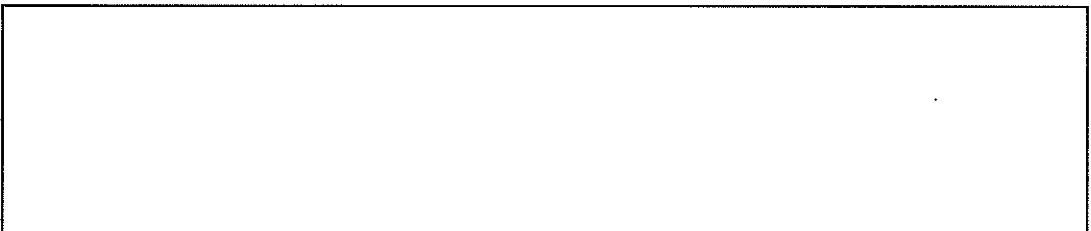
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住

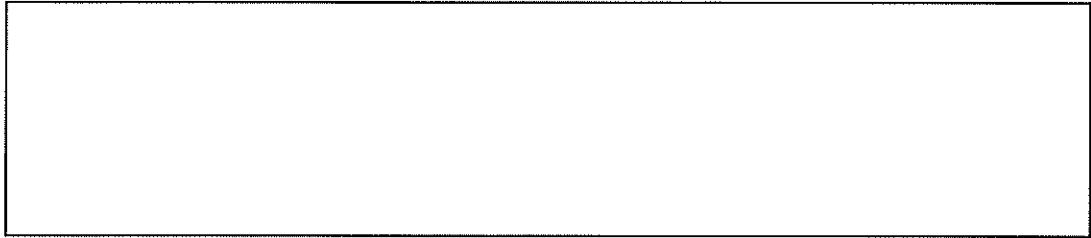
(氏





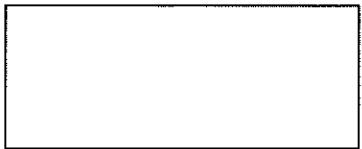
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



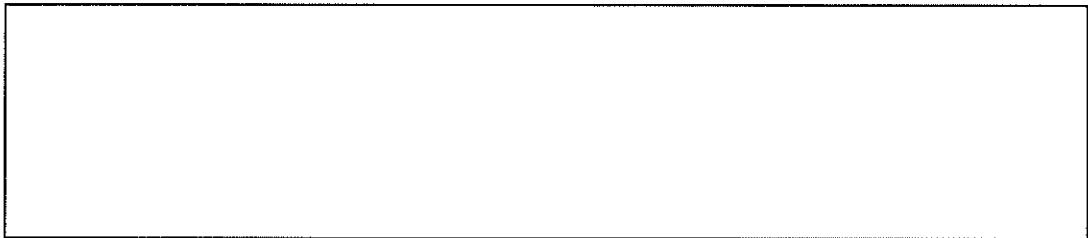
審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

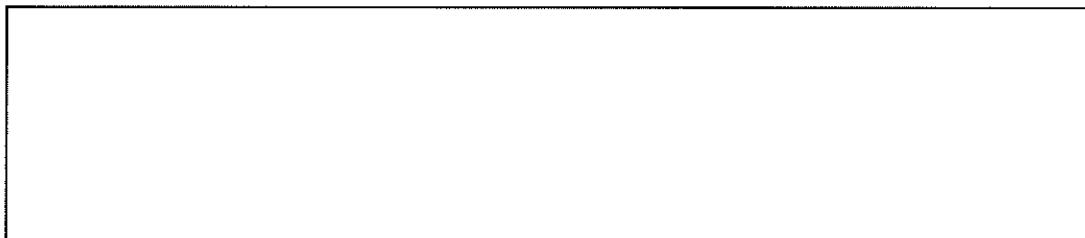
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

<u>(住</u>	
<u>(氏</u>	



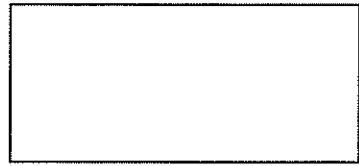
(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

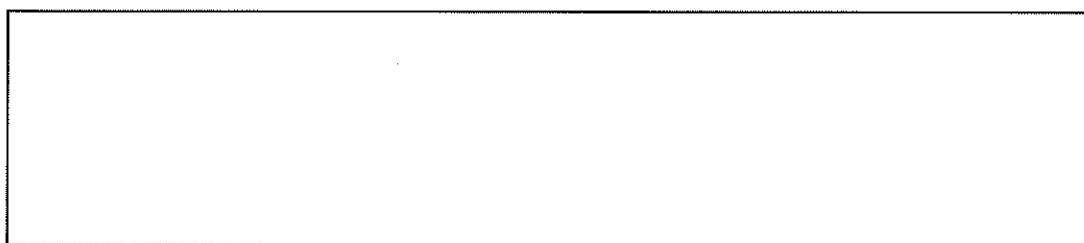
審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

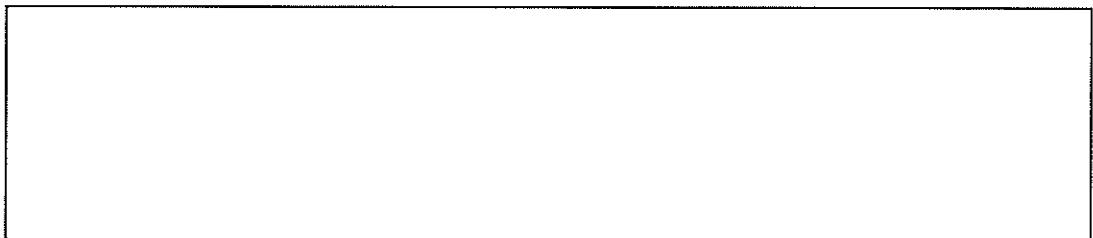
(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



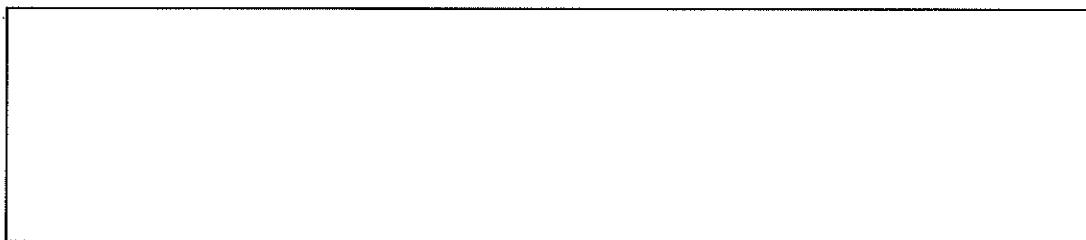
審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

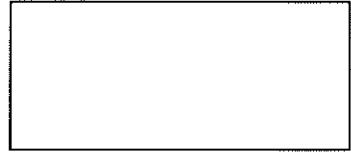
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

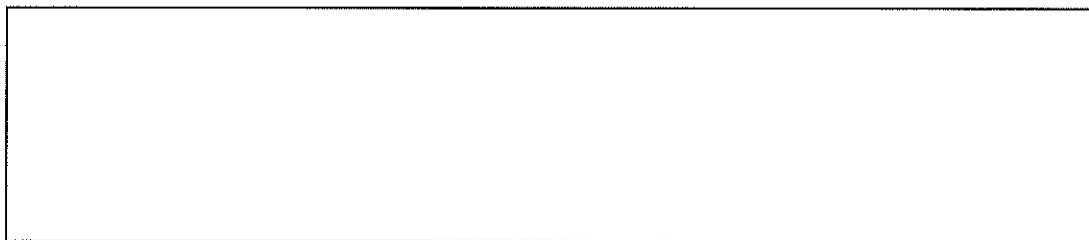
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

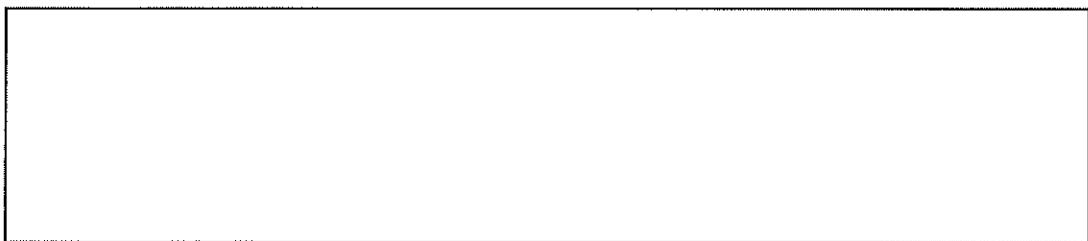
(住 所)

(氏 名)

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

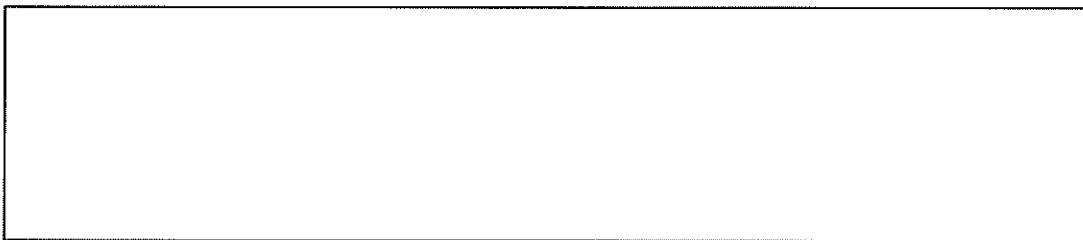
（住 所）

（氏 名）



原子力規制委員会御中

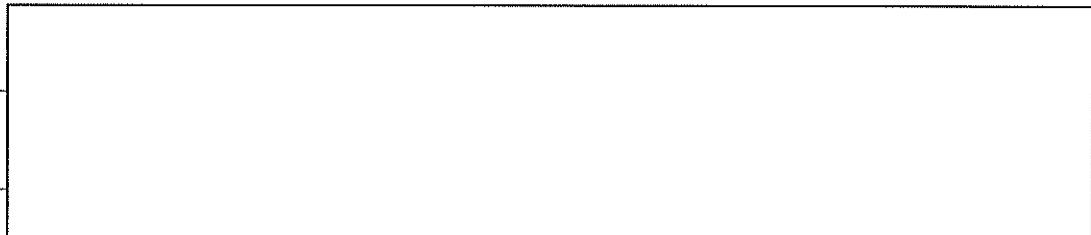
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

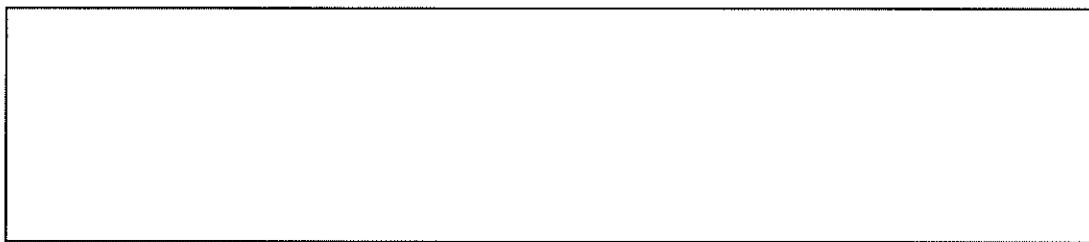
(氏 名)





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

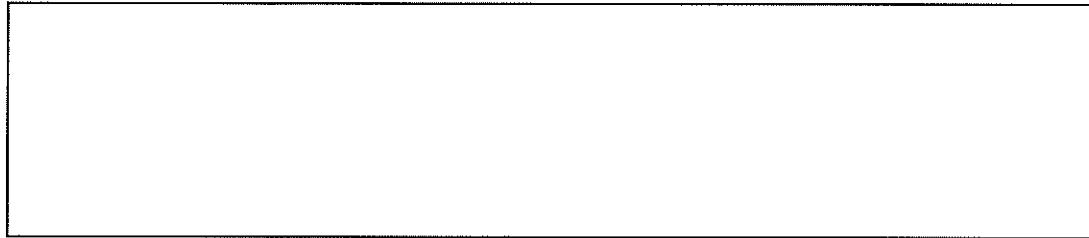
(住

(氏



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

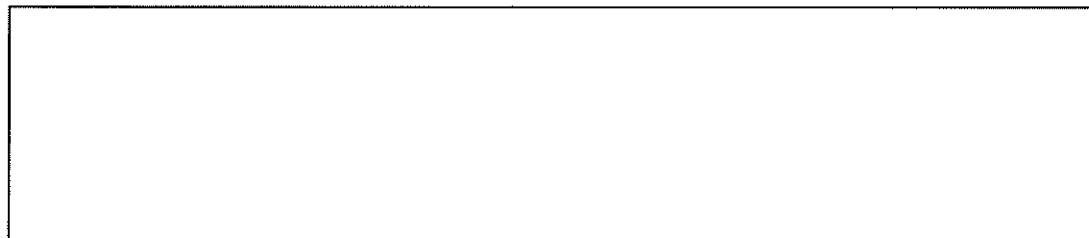
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	

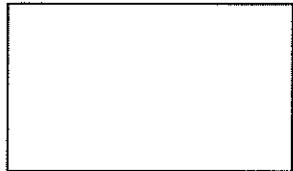
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

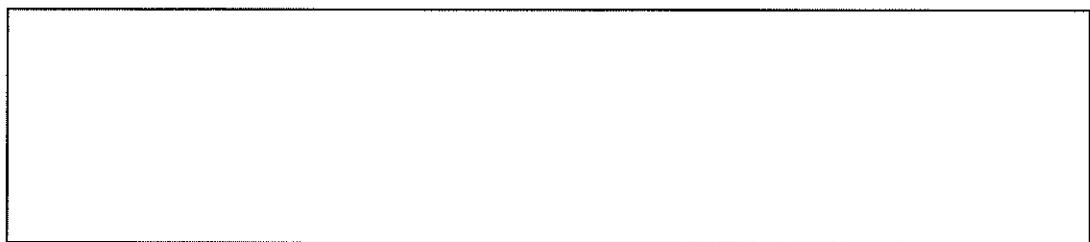
(住 所)

(氏 名)



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

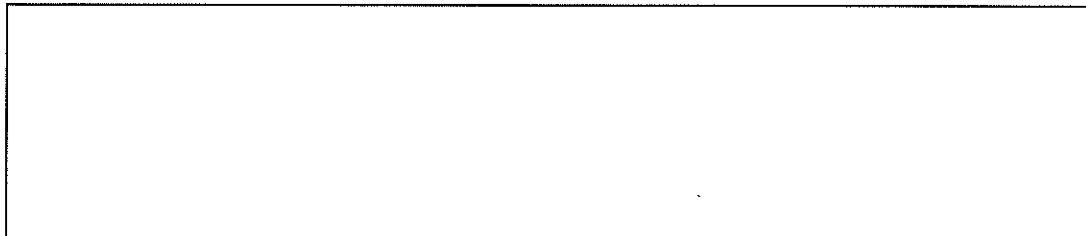
（住

（氏



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



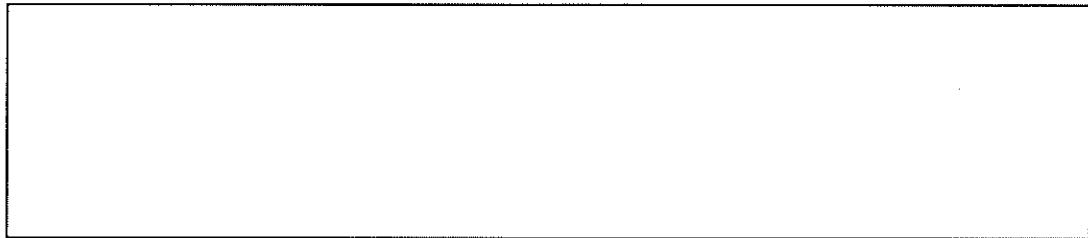
審査請求人

<u>(住 所)</u>	
<u>(氏 名)</u>	



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



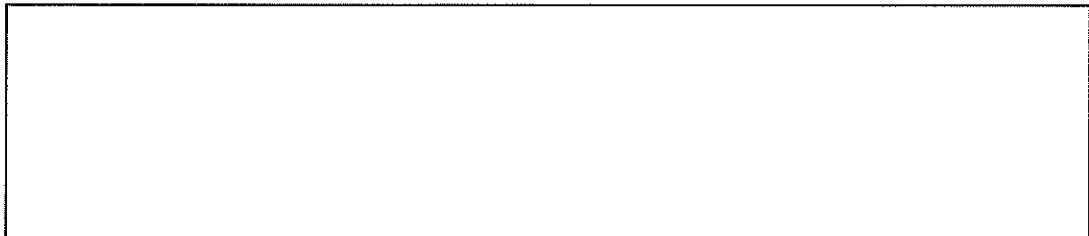
審査請求人

<u>(住</u>	
<u>(氏</u>	



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

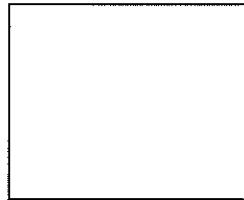


審査請求人

(住

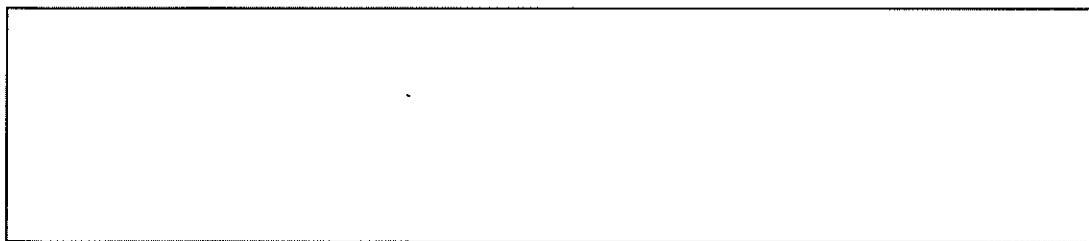
(氏





原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)

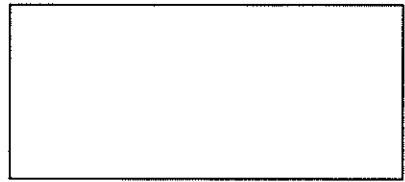
原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

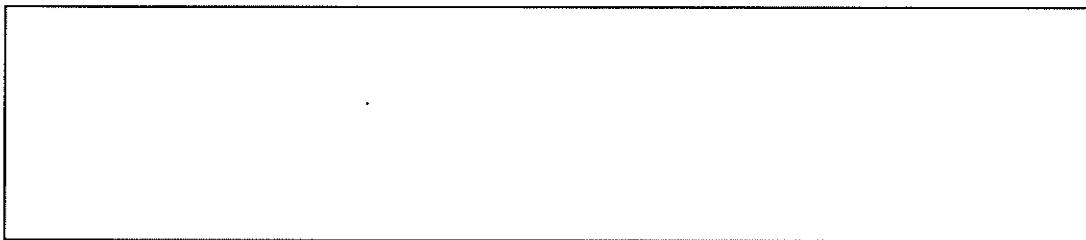
（住

（氏



原子力規制委員会御申

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

(住 所)

(氏 名)

(印)

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

<u>(住</u>	
<u>(氏</u>	

原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。

審査請求人

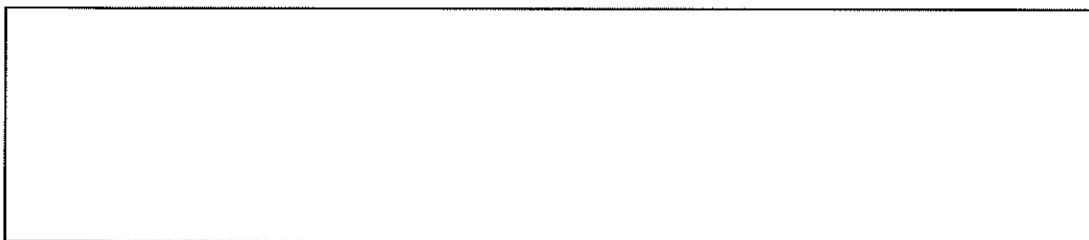
（住 所）

（氏 名）



原子力規制委員会御中

私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



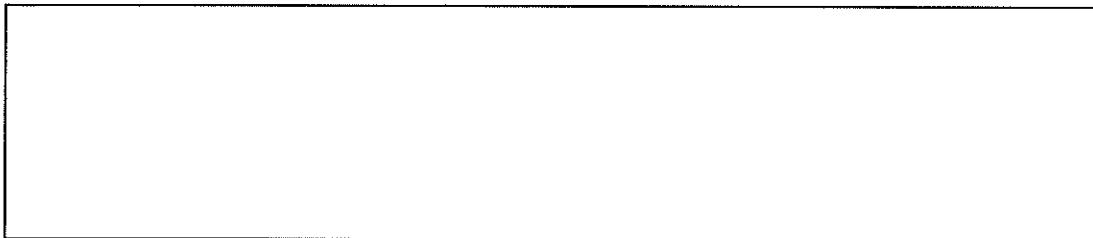
審査請求人

<u>(住</u>	
<u>(氏</u>	

(印)

原子力規制委員会御中

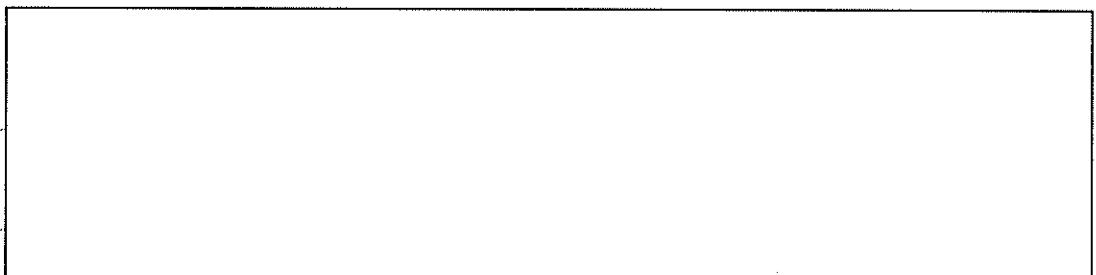
私は、「関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812176号）及び関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の申請に対する認可処分（平成30年12月17日付け原規規発第1812177号）」の取り消しを求める審査請求人です。上記二つの処分の取り消しを求める審査請求に関する行為をするため、次の3名の者を行政不服審査法第11条第1項に基づく総代と認めます。



審査請求人

（住

（氏

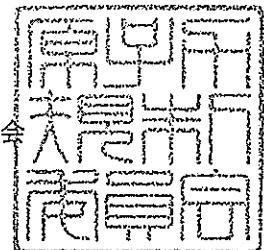


原規規発 1912242 号

令和元年 12 月 24 日

審査請求人

総代



原子力規制委員会

#### 弁明書の送付及び反論書等の提出について

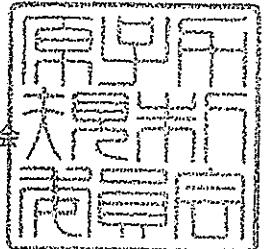
平成 30 年 12 月 17 日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく関西電力株式会社高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可及び同日付けで原子力規制委員会が行った同項の規定に基づく関西電力株式会社大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更認可に対し、平成 31 年 3 月 13 日付けで貴殿から提出された審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する第 30 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合及び同法第 32 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、令和 2 年 1 月 28 日までに、それぞれ提出してください。

原規規発 1912242 号  
令和元年 12 月 24 日

弁 明 書

原子力規制委員会



平成 30 年 12 月 17 日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく関西電力株式会社高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可及び同日付けで原子力規制委員会が行った同項の規定に基づく関西電力株式会社大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更認可に対し、平成 31 年 3 月 13 日付けで審査請求人総代 [ ] [ ] から提出された審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する第 29 条第 2 項の規定により、下記のとおり弁明する。

記

1 処分の内容

- (1) 高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可について  
関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について（平成 30 年 12 月 17 日原規規発第 1812176 号）に記載のとおり。
- (2) 大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更認可について  
関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について（平成 30 年 12 月 17 日原規規発第 1812177 号）に記載のとおり。

2 処分の理由

- (1) 高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可について  
審査書【関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更について】（平成 30 年 12 月 17 日原規規発第 1812176 号）に記載のとおり。
- (2) 大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更認可について  
審査書【関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更について】（平成 30 年 12 月 17 日原規規発第 1812177 号）に記載のとおり。

高浜発電所の保安規定変更認可及び大飯発電所の保  
安規定変更認可に対する審査請求に係る口頭意見陳  
述会

令和2年3月6日（金）

原子力規制委員会

高浜発電所の保安規定変更認可及び大飯発電所の保安規定変更認可に対する審査請求に係  
る口頭意見陳述会  
議事録

1. 日時

令和2年3月6日（金）14：00～15：14

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室D

3. 出席者

原子力規制庁

天野 直樹	実用炉審査部門	安全管理調査官
田中 基成	実用炉審査部門	総括係長
岡本 雄	実用炉審査部門	主任安全審査官
穂藤 優次	実用炉審査部門	安全審査官

審査請求人

[REDACTED] 審査請求人 総代（意見陳述者）

[REDACTED] 審査請求人 総代（意見陳述者）

4. 議題

- (1) 口頭意見陳述会の運営に関する説明
- (2) 審査請求人 意見陳述
- (3) 質疑応答

5. 議事録

○天野安全管理調査官 それでは、定刻になりましたので、これより、審査請求人総代から申立てのありました口頭意見陳述会を開催いたします。

私は、原子力規制庁の天野直樹です。本口頭意見陳述の聴取者を務めます。

最初に、本口頭意見陳述会の趣旨を申し上げます。

平成30年12月17日に、原子力規制委員会は、関西電力（株）に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、同社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可及び大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可をいたしました。

本件について、審査請求人総代から当委員会に対し、平成31年3月13日に行行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求がなされたものであります。

本口頭意見陳述は、審査請求人総代から同法第9条第3項により読み替えて適用する第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述に関する申立てがあったことを踏まえ、審査請求人総代に口頭で意見を述べる機会を与えるものです。

それでは、審査庁である本口頭意見陳述の聴取者を紹介いたします。

私は、原子力規制庁実用炉審査部門安全管理調査官の天野直樹です。

○田中総括係長 原子力規制庁実用炉審査部門総括係長の田中基成です。

○天野安全管理調査官 次に、処分庁として本審査請求の原処分に関与した者として出席する職員から、自己紹介をお願いします。

○岡本主任安全審査官 私は、原子力規制庁実用炉審査部門主任安全審査官の岡本肇です。

○穂藤安全審査官 同じく実用炉審査部門安全審査官の穂藤優次です。

○田中総括係長 続きまして、審査庁の田中のほうから申し上げます。

議事の進行に当たり、出席者に対し注意を申し上げます。

まず、処分庁への質問を含め意見の陳述は、必ず氏名を述べた後に開始するようお願いします。処分庁への質問を含め、口頭意見陳述は、今回の審査請求に係る事件についてのみ行ってください。意見陳述者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合やその他相当でない場合にはこれを制限する場合があります。

口頭意見陳述中は、審査請求人総代以外の方の発言は認めませんので、必ず総代を通じて発言してください。

口頭意見陳述中は、意見陳述者以外の発言は認められません。

また、その他、議事進行に支障を来す場合には、退場を求めます。そのような場合には、我々の指示に従ってください。

本日の口頭意見陳述においては、録画や生中継については御遠慮ください。また、写真撮影についても御遠慮ください。ただし、議事録の内容の確認のために発言を録音するこ

とは可能です。

今回の口頭意見陳述会は、事前に通知しているとおり、1時間の予定を組んでおります。議事の進行上、まず、意見陳述者から意見を陳述していただき、続けて、事前に提出のあった質問について処分庁から回答をお願いします。その後、審査請求人総代から処分庁への追加質問がありましたら、お願いします。

なお、口頭意見陳述会が時間内に終了するよう御協力をお願いします。

○天野安全管理調査官 それでは、意見の陳述を開始してください。

○[REDACTED] 総代の[REDACTED]と言います。よろしくお願いいたします。

ちょっと今日、先に質疑をさせていただいて、それを踏まえての意見の陳述をさせていただきたいので、先に事前にお送りした質問についてお答えをいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○天野安全管理調査官 今回の位置付けは最初に申し上げましたとおり、口頭意見陳述の機会ということですので、まずは口頭意見陳述をしていただくということでお願いしたいんですけども。

○[REDACTED] 前回はやっていただいたんですけど、いかがでしょうか。

○田中総括係長 審査庁の田中ですけども。

前回はそうしたということなのかもしれませんけれども、何回かの過去にやっているとおり、まずは口頭意見陳述をしていただいてから、こちらでいただいた質問に回答するということにさせてください。お願いします。

○[REDACTED] それでは短く意見を陳述させていただきます。

まずは本件で答弁書として、本件の認可に当たった審査書そのものが送られてきたんですけども、この審査そのものが審査請求の代わりになっているという趣旨かもしれないんですけども、当然私たちは申請書を見た上で、それでも問題があるというか処分に問題があるというふうに感じて請求していますので、審査請求の理由書に即した答弁書をぜひ書いていただきたかったというのが1点です。

それに関係して、特に今回、本件の処分については同時期に行われていた、あるいは現在進行中の設置許可の変更の手続ですね、この内容に照らすと齟齬があるというか、そのまま許可、認可の当時に認可を下してしまっては、設置許可の処分の今進行中の手続の中身に照らして、安全性が十分確保できないんではないかということを念頭に意見を出したものです。この件については今、設置許可の手続に際して、本件については既存の許可の

前提でやってしまうという方針が示されていると思うんですけども、そういったやり方ですと、そもそも原発の安全確保というのが十分なされないで、そのやり方そのものが基準規則の6条に規定された安全確保の要求に抵触するし、違反するんではないかというふうに考えています。特に今の設置許可のほうですね、火山灰の層厚10cmという前提についても見直しというか、やり直しというような審査が進んでいるわけですけども、その間に本件に係わる問題について、安全性がもう確保されないというのがわかっている状態で、原発はもう運転されていると、運転を続けていると。しかも今の審査がいつまで続くのか、それからいつ対応がなされるのかという見通しも全く示さないで、そういう状況が続いているというのは非常に問題があると。安全上問題ありますし、それからやっぱり基準規則の6条にこれは抵触すると、違反するようなやり方が肃々と行われているというふうに感じていますので、その辺り、きちんと審査を、この審査請求についてと御審議いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 総代の……………す。よろしくお願いします。

短く意見陳述ということですので、この本件の処分ですけども、これは火山灰層厚10cmということを前提に保安規定の認可がされております。しかし、この10cmというのはもう既に基準規則の6条1項に不適合だという判断がされておりまして、これは基準を満たしてないと、本件の処分は。ということで、これについては撤回をしていただき、私たちが出しました書面でも仮執行を求めておりまして、早急に原発を止めるということを強く要望いたします。

○天野安全管理調査官 以上で意見陳述の終了ということでおよしいでしょうか。

それでは続けて事前に提出のあった質問についての回答に移ります。

では処分序から回答をお願いします。

○穂藤安全審査官 規制庁の穂藤です。いただいた質問について回答いたします。

まず2019年6月19日の命令について、審査請求のあった保安規定変更認可についても基準不適合であり、変更が余儀なくされているという理解で間違いないかという質問をいただきました。これについて回答いたします。

現在、その命令を踏まえまして、関西電力から設置変更許可申請が出されておりまして、大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る審査を行っているところでございます。その許可の審査を踏まえ、高浜発電所及び大飯発電所の保安規定の変更の要否を今後判断すること

としております。

続いての質問です。DNPによって運用期間中に安全機能に影響を及ぼし得る火山事象と認定し、活火山ではないことを理由に運転を停止しなくてもいいということは基準やガイドのどこで規定されているのか具体的に示すこと、火山影響評価ガイドでは将来の火山活動可能性として種々の要素を検討することを求めているが、大山火山についてこのような具体的評価、検討を行ったのか、また1979年当時は死火山とされていた御嶽山が突如噴火したこともある、大山が活火山ではないという理由のみで、噴火が差し迫った状況ないと決めつけることができるのかといった質問をいただきました。これらについてのお答えをいたします。

本審査請求の対象である保安規定変更の認可については、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備等について審査したものでございます。そのため大山の火山活動可能性について審査を行ったものではありません。

したがいまして、今回の審査請求は高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の保安規定変更認可処分に関するもので。

○ もうちよつとゆっくりお願いします。

○穂藤安全審査官 はい、それでは繰り返しにはなりますが、御回答させていただきます。

本審査請求の対象の保安規定変更認可については、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備等を審査したものでございます。そのため大山の火山活動可能性について審査を行ったものではありません。したがいまして、今回の審査請求が高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の保安規定変更認可処分に関するものであるため対象外と考えております。

続いての質問です。最大層厚の設定の前提となるシミュレーションについて、最大層厚は大飯について28.5cm以上とすべきではないかという質問をいたしております。これについてお答えをいたします。

この御指摘のシミュレーションについてですけれど、これは現在審査を行っている設置変更許可の審査のものでございます。またこれは審査請求のあった保安規定変更認可とは別の申請でもあります。そのため、今回の審査請求の対象である大飯、高浜の保安規定変更認可処分に関するものではないため、対象外と考えてございます。

続いての質問です。2019年10月15日の審査会合資料について、セントヘレンズ火山の噴火の観測値を用いて試算しているけれど、気中降下火砕物濃度をなぜ用いないのか、また

ディーゼル発電機についてフィルターはなくてもよいと考えているのかという質問をいただいております。これに回答いたします。

御指摘の資料については、これも現在審査を行っている設置変更許可のものでございます。そのため、先ほどと同じになりますけれども、今回の審査請求の対象外と考えてございます。

続いての質問です。基準への不適合について、2018年12月の段階で事実上認定されたことになるが、2018年12月の段階で変更命令を出さず、報告徴収命令としたのはなぜかと質問をいただいております。これについて回答いたします。

まず時系列としては、平成30年11月21日の原子力規制委員会において、DNPの噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回ります $10\text{km}^3$ 以上と考えられることを新知見として認定いたしました。その後、平成30年12月12日の原子力規制委員会において、原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると判断いたしました。これらのことからですけれども、平成30年12月の段階では、あくまでも可能性があるということから報告徴収を行ったものでございます。

以上で回答を終わります。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。若干補足をさせていただきます。

2の御質問でございますが、ただいま穂藤から御説明しましたとおり、当該保安規定認可に直接関連するものではありませんが、参考で何点か補足をさせていただきます。

まず(1)の御質問について、原子炉設置者に運転停止を要求する、あるいはしない等の定めがどこにあるかという点につきましては、原子炉等規制法第43条の3の23におきまして、原子炉施設が設置許可の基準に適合していないと認められた場合には、当該原子炉施設の使用の停止、改造、修理、その他保安のために必要な措置を命じることができるとされております。今回、大山生竹テフラの噴出規模の見直しに関しまして、昨年6月に設置変更許可の変更命令が出されておりますが、この条文に基づき発出されているものでございます。

次に、2と3の関連でございますが、火山影響評価ガイドに記載の原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出につきましては、保安規定変更認可ではなく設置変更許可の審査において確認される事項ですので、その点、申し添えさせていただきます。

私からの補足は以上です。

○天野安全管理調査官 審査庁の天野です。

以上で事前に提出のあった質問への回答は終了ということでよろしいでしょうか。

○穂藤安全審査官　はい。

○天野安全管理調査官　それでは、最後に審査請求人総代から処分庁への追加質問がありましたらお願ひいたします。

○[REDACTED]　では質問の一つ目から、まず再質問させていただきます。

ここにもありますように、6月19日の変更命令において基準規則6条1項への不適合が認められると。具体的には最大層厚10cmの設定が問題になっているというふうに書かれているわけですけれども、この最大層厚10cmについて、この本件については、まず最大層厚10cmの既許可を前提として、そこから単純計算で気中降下火砕物濃度1.4gと1.44gですかね、二つ、大飯と高浜それぞれ算出をして、それを前提に、例えば非常用ディーゼル発電機のフィルターの目詰まりの程度から、その交換取付け、それから清掃交換について手順を定めて、それが保安規定に記載をされて、それについて認可を下したというふうな事実関係になっていると思います。

その事実関係から照らすと、最大層厚10cmという前提について、基準不適合が認められるという判断が下された以上、本件の認可内容についても基準不適合状態で変更が余儀なくされる状態にあるというふうに考えざるを得ないと思うんですけども、それで間違いないでしょうか。

○穂藤安全審査官　原子力規制庁の穂藤です。

保安規定の変更が余儀なくされているかということでございますが、先ほどの繰り返しにはなってしまいますけれども、現在DNPの噴出規模見直しに係る設置変更許可の審査を行っておりますので、その結果を踏まえまして、大飯、高浜の保安規定の変更の要否というものを判断してまいります。

○岡本主任安全審査官　規制庁岡本です。若干補足させていただきます。

まず、層厚10cmと、これは許可のほうに記載がございますが、許可は設備の基本設計を担うということでありまして、設備設計の前提条件として、ハザードとして想定すべき火山灰の降灰層厚というものの記載がございます。それに対して保安規定はまた性質が異なるものでございまして、保安規定は発電所の運用手順を定めるということで、許可の層厚ですかそういった設計の前提条件となるハザードが直接書いてあるわけではございません。その上でフィルターの清掃等を行うという手順につきましては、基本的にやることが同じになると思われますので、一概に、もちろん変わるという可能性を否定しているわけ

ではございませんが、変わるか、変わらないかにつきましては現時点では一概に判断できないということを申しております。

○天野安全管理調査官 審査庁の天野です。

追加質問に対する回答は以上でしょうか。

○岡本主任安全審査官 はい。

○天野安全管理調査官 それでは、追加質問またありましたらお願ひします。

○天野安全管理調査官 [REDACTED] す。

今ちょっとおっしゃった回答、少しあわかりにくかった点もあるんですけども、結局新しい関電が出た変更申請については現在審査中で、今後判断をするんだということで、現在の本件の認可、これについては、そうしますと基準不適合ではないという認識でしょうか。

○天野安全管理調査官 処分庁、いかがでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

本件保安規定を認可しました平成30年12月において、不適合であるという考え方のもとに認可をしたものではありません。基準に適合するものと判断いたしました。現状においては、先ほどの繰り返しになりますけれども、許可の審査を踏まえまして、保安規定の変更が必要かどうかというものを判断してまいります。

○穂藤安全審査官 この許可が出た後に、私たちはこういう審査の請求も出したわけですけど、だから許可の後の現在ですね、それが基準に適合、10cmでのこの保安規定、これが基準に適合しているのかどうか、イエスかノーか、それでお答えください。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

先ほど岡本から申しましたとおり、一概に不適合であるかどうかという判断は現時点でききないものとなっております。したがいまして、現在行っている許可の審査を踏まえまして判断することいたしております。

○穂藤安全審査官 [REDACTED] 。

それは関西電力が今、新しい何か審査のほうをやられているからという意味だと思うんですけども、問題になっているのは本件なんですけど、じゃあ本件は不適合ではないと、適合しているという御判断だということでおろしいですか。

○岡本主任安全審査官 規制庁、岡本です。今の御質問について回答させていただきます。

まず保安規定変更認可について、当該の平成30年12月において認可した行為自体につき

ましては、その時点での知見に基づいて基準に適合していると判断した、この点は変更がないと考えております。

では、現時点で保安規定の変更の必要があるのかないのかという御質問に対しては、必要があるかもしれないし、ないかもしれない、それは許可の結果を踏まえて、今後判断していくという趣旨でございます。

○天野安全管理調査官 どうぞ。

○  す。

今、可能性があるというお話だったんですけども、先ほどのお話だと、2018年11月21日の規制委員会の審査会合において、新知見が認定されましたと。それで、設置許可、基準不適合の可能性があるというふうにおっしゃったんですけども、そうしますと、その時点で本件についても基準不適合の可能性があるという判断がなし得たんじゃないでしょうか。それなのに、すぐに報告徴収命令が発出されたすぐ後に、認可を下すというのは問題があったんではないかと思うんですけども、この辺の御認識について質問いたします。

○天野安全管理調査官 処分庁、回答してください。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

平成30年12月時点において、保安規定変更の認可を行った前提についてですけれども、関西電力から申請のあった保安規定変更認可の審査において、DNPに関する規制庁、規制委員会の判断はまだ確定していないという状況にあった。そのことも踏まえまして、保安規定の審査については火山灰対策を強化するものであって、審査を中断することは安全上の観点から適切ではないと判断しております。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

○ ちょっともう一度、今おっしゃったことについて、いつ誰がどういう検討されたのかというのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

平成30年12月12日の原子炉力規制委員会の議題4において、大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う規制上の対応についてが議論されました。この中で報告徴収命令を発出するといったことを議論しております。その中で、同じ議題の中ですけれども、本件発電所に係る工事計画及び保安規定の申請の取扱いについても議論されました。資料を読み上げさせていただきます。

工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請については既許可の原子炉設置変更許可に

に基づき審査を行う、というふうにしております。この考え方については先ほど申し上げたとおり、本件保安規定変更認可申請については火山灰の対策を強化するものであり、その審査を中断することは安全上不適切と考えたため、このような判断を行っております。失礼しました。保安規定変更認可については平成30年12月17日に認可をいたしました。

○天野安全管理調査官　審査庁の天野です。

追加の質問ございますでしょうか。

【REDACTED】です。

私たちが非常に不思議だなと思っているのは、この本件の認可のちょうどその時期に、一方では関西電力の原発については越畠の火山灰の評価をめぐって議論がされていたということは当然よく御存じのことだと思います。これは実は本件の保安規定の変更申請を関西電力が出したのが2018年3月、すいません、関電が申請を出す前の2018年3月28日、ここでの規制委員会では越畠については最大層厚26cmという見解を、規制庁としては正式に既に出しております。この関電が本件の変更申請をしたのは、その約3カ月後、2018年6月29日。実はこの日は御存じのように、この越畠問題、関西電力は10cmに非常に固執しましたよね。再堆積だというので、火山灰の純層ではないということで意見交換会が行われました。この第1回目の意見交換会の日に、この10cmで本件の申請を関西電力はやったわけですね。その18年の12月17日に許可が出るということですけど、実際その許可の前、18年の11月21日、越畠の火山灰は25cm、噴出量10km<sup>3</sup>以上ということが正式に認められています。

だから、私たちはこの本件の認可の審査の議論の中で、これは当然、火山灰の層厚からどのような対応が必要か、新しいフィルターをつけるのかどうか、そういう保安上の議論になっているわけですけども、この本件の審査の中で、この越畠の問題は議論されたんでしょうか。考慮すべきだと私たちは思いますけども。そこを教えてください。

○天野安全管理調査官　処分庁、いかがでしょうか。

○穂藤安全審査官　規制庁の穂藤です。

お答えいたします。本件保安規定の変更認可については、その当時の既許可の前提である10cmを前提として審査をいたしました。先ほど御指摘のありました越畠であるとかの新知見については、平成30年12月12日に規制上の対応を規制委員会として決定したものでありまして、それまではまだ検討中のものであったということでございます。

○岡本主任安全審査官　規制庁、岡本です。若干補足させていただきます。

平成30年12月12日時点の規制委員会の見解といたしましては、12月22日の規制上の対応

についてという資料にありますとおり、DNPの噴出規模は従来想定を上回るということが新知見として認定、これは事実相違ございませんが、その結果、原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件がどうなのかという点については、有意な変更が生じる可能性があるという見解でございます。これに基づいて報告徵収命令を発したものでございまして、その時点においては、設置許可の前提条件については変更が生じる可能性があるということであって、不適合状態をこの時点で認めたわけではないという位置づけでございます。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

（略）です。

ちょっと18年の12月の話は、ちょっとまた後にも出てきますので。ですから聞いているのは、本件の認可の審議の中では、そうすると越畠で問題になっていて、関電の10cmは過小だということで、かなり規制委員会と関電の間でやり取りが行われました。これは考慮していないという、本件の審査ではしてないということでよろしいですか。

○穂藤安全審査官 規制庁の穂藤です。

本件保安規定の認可について、保安規定の条文の審査について、前提としたのは10cmの層厚でございます。

（略）です。

じゃあ考慮はしていないということなんですけども、なぜ考慮しないのかと。一方では層厚10cmでの対応の審査をやっているのに、一方では10cmでは過小だという議論がされている。本当であれば私たちは、関電が18年の6月29日、本件の保安規定変更申請を出したときに、今、越畠で関電の原発の層厚評価、それに関する安全対策、保安規定、工事認可すべてに關係する議論がされているのだから、そういう変更申請は待ちなさいというような態度をとるべきじゃなかったのかと思っていました。この間の規制委員会の議論を見ておりますと、敦賀原発で日本原電がデータを変えていたという問題があつて、それに対して非常に厳しく突き返されたということになっていますけど、今回についてもやはり当時、そういう形で、やはり審査は止めるのかという形をする必要があったと思うんですよ。なぜそこで審査を止めると、10cmでの保安規定の審査を止めるという判断をされなかつたのか、もう一度答えてください。その理由を。

○穂藤安全審査官 規制庁の穂藤です。

DNPに係る検討について、平成30年の初めごろから議論していたということはそのとおりではございますけれども、その規制上の対応について決定をいたしましたのは、先ほど

も申したとおり、平成30年12月となっておりまして、それまでは検討中のものでございました。そのため本件保安規定の変更認可申請についても、検討中なものであることを踏まえて何かするというのではなくて、既許可を前提にして審査を行ったものでございます。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁、岡本です。

繰り返しになりますが、工事計画認可、保安規定認可については既許可の原子炉設置変更許可に基づき審査を行うというのが規制委員会の方針でございますが、方針の策定にあたっては、先ほどから申し上げていますとおり、本件保安規定審査につきましては火山灰対策を強化するものであって、審査を中断することは安全上の観点でも適切ではないと。そういうことも踏まえて判断が行われたものでございます。

○[REDACTED] ちょっと今の点でもう一点だけですけども、12月12日の段階では火山灰対策を強化した方がよいという安全上の観点で、許可で認可をしたということだったんですけども、その当時は年末31日で、本件の猶予期間というのが終了する段階で、その後、認可をしなければ原発が停止されるというようなそういう状況だったと思います。

もし本当に安全を優先するんであれば、中途半端で不十分の可能性が出てきた、そういう前提での対策ではなくて、もうちょっと根本的なというか、それまでずっと議論して、大体どの程度の対策が必要かということも、いろいろ議論されて見えてきたわけですし、それから少なくとも11月21日の段階で、規制庁、規制委員会さんのほうで新知見というものが認定されているわけで、その安全上の観点から、原発の停止措置、事実上の停止を含めて、停止をさせる措置というのは検討されなかつたんでしょうか。具体的にそういう措置はとらなくてもいいという判断は、どこでどんなふうにされたのかというのを教えてください。

○天野安全管理調査官 処分庁、回答お願いします。

○穂藤安全審査官 規制庁の穂藤です。回答いたします。

原発を停止するしないの判断については本件保安規定変更認可申請とは関係ないものでございますので、対象外と考えております。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

○[REDACTED] もう一度ちゃんと質問に答えてもらえないでしょうか。

○天野安全管理調査官 処分庁は、本件の審査請求に関係ないという回答があったと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ [REDACTED] 今の質問は、安全上の理由で認可をしたというふうにお答えでしたので、安全上の問題であれば、原発を停止させて、それでより根本的な対策をとらせると。中途半端な対応ではない形にするという道もあったと思うんですけども、その点について何か検討、議論がなされたかったんでしょうか。あるいは、そうしなくてもよいというのはどこで判断されたんでしょうかという質問です。

○穂藤安全審査官 規制庁の穂藤です。

先ほどからの繰り返しになってしまふかもしれません、平成30年12月の原子力規制委員会において、このDNPに係る規制上の対応について議論がなされました。その中で保安規定の変更認可の審査については、既許可を前提とすることなどが決定されております。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

若干繰り返しになりますが、12月12日に原子力規制庁の規制上の対応については規制庁において検討され、規制委員会において方針が策定されたものでございます。先ほどから申し上げておりますのは、ここで工事計画認可ですか保安規定認可の取り扱い、どうすべきかということについて、委員会として議論がなされ、策定された方針が既許可の原子炉設置変更許可に基づき審査を行うと。動いている審査のほうは止めないという方針が策定されたものでございます。

一方で、既許可の火山灰層厚の変更の可能性があるということも、あわせて認識されましたので、それについては報告微収命令を行って報告を聴取すると。それが必要な対策として求められたものでございます。

以上です。

○天野安全管理調査官 いかがでしょう。

○ [REDACTED] ちょっと今の問題、一番最後の質問とも関係していますので、ちょっとその前に大きな2番の御回答に関して、ちょっとよろしいですか。

この大きな2番についての全体としての御回答は、本件は保全のための整備とかの議論をしていたので、大山火山の活動性について審査をしたものではないというふうにお答えになったと思うんですけど、それとその後のお答えも全然聞いていることに答えられてないなと思ったので、もう一度（1）ですけども、あたしたちが聞いているのは、活火山ではないからということで運転は停止しなくてもいいということになったわけですけども、そういう噴火が差し迫った状況にある、ない、そういう区別がこの規則違反をした場合の措置のあり方、いわゆる止めるのか、運転を認めるのか、そのあり方に取り入れているわ

けですけど、今回は。その法的な根拠がどこかに書いてありますかというのを聞いているだけなんです。これは具体的には、そういうことはガイドとか基準なんかの中ではないということでおろしいでしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

今の御質問につきましては、今回、昨年6月の時点では設置変更許可の基準に不適合状態にあるという認定がなされたわけでございますが、そのような場合の措置としましては、繰り返しになりますが、原子炉等規制法第43条の3の23におきまして、発電用原子炉施設が設置変更許可の基準に適合していないと認める場合には、規制委員会は当該施設の使用停止、改造、修理、その他保安のために必要な措置を命ずることができるという条文がございます。これに基づいて保安のために必要な措置を検討した結果、出されたものが6月の設置変更許可の変更命令でございます。

以上です。

○天野安全管理調査官 はい、どうぞ、お願ひします。

○ [REDACTED] 停止を求めることができる条文がどれかというのを聞いているんじゃないんです。もう一度しっかり質問を見てください。そういう活火山ではないということによって止める、止めないということが、どこかに書いてあるんですかということを聞いているだけなんです。それについては、こちらの審査のされる方、質問に対して答えてないということはわかりますよね。

○田中総括係長 今、処分庁からの回答があったと思うんですけども、それを審査するかどうかというのは審査庁が今することではなくて、今そちらの回答がありましたので、それで回答ということになります。

○ [REDACTED] わかりました。とにかく私たちが聞いている、ガイドなんかでどっかに活火山ではないから止めなくていいとか、切迫性についてこうこうこういう場合は止めなくてもいい、こういう場合は止めろということが書いてあるかないか、それだけです。イエスかノーで答えてください。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

火山の活動性をもって止める、止めないという記載が基準やガイドにあるかということについては、ございません。それが回答です。

○ [REDACTED] ありがとうございます。じゃあそれはないということで。[REDACTED] いいですか、続けて。

○天野安全管理調査官 はい。

○ [REDACTED] その2番の(2)のほうなんですけども、これは火山の影響評価ガイドでは、こういうことをしっかりと考慮した上でということですけども、これはお答えは、先ほどそれは設置変更許可のほうで考慮されるものなのだと、だから今回の保安規定の処分については、これは考慮していないという御回答だということでよろしいですね。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

基本的には御認識のとおりでして、この部分については設置変更許可の審査で見ると。保安規定は設置変更許可の火山灰層厚の前提をもって、具体的な運用を定めるという役割分担となっております。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

○ [REDACTED] そうしますと、今回の本件ではこういう具体的なものは、これは審査はしていないということでした。それからガイドなんかで火山の差し迫った状況云々で止めるか止めないかという判断も規定はされていないと。そうなると今回止めるということを選択はなかったわけですけども、今回も。それは結局、活火山ではないからということでなっていますけど、これは運用上ということなんですか。何をもって活火山だから止めなくていいという判断、その根拠は何でしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

本件の施設の使用停止等の命令を発出すべきか否かという点については、本件の保安規定変更認可のマターではございませんが、一般論として申し上げますと、発電用原子炉施設が設置変更許可の基準に適合していないと、不適合状態になりましたといったときに、規制庁は使用の停止を求めることができますし、先ほどから申し上げているとおり、改造、修理ですか、運転方法の指定、その他保安のために必要な措置を命じることができるという定めがございます。具体的にどのような内容を命じるかにつきましては、当該不適合の内容、発電所への影響等を勘案し、必要と認めた措置を命じるというのが一般的な原則でございます。

以上です。

○穂藤安全審査官 規制庁の穂藤です。

1点、訂正させていただきます。先ほど原子力規制庁が認定したときと言いましたが、正しくは原子力規制委員会が認定したときでございます。失礼しました。

○ [REDACTED] それ、どの時点の訂正ですか。

○穂藤安全審査官 すいません、先ほど岡本から原子炉等規制法第43条の3の23の規定について御説明した中で、原子力規制庁が設置許可の基準に違反しているときと認めるときなどと御説明した際、原子力規制庁と申し上げてしまいましたので、訂正いたしました。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

あくまで認定する、あるいは命令を発するのは規制委員会であるということでござります。言い間違いました。申し訳ございません。

○天野安全管理調査官 審査庁の天野です。

追加の質問ございますでしょうか。

○■ 先ほどの議論に戻るんですけども、2018年の12月段階で、この本件について、越畠の件について、12月12日に議論したときに、本件についても火山灰対策を強化する観点から認可をすると、既許可で審査するという方針が出されたということなんですけども、これ何というか前提条件として、一般的にこの種の、例えば今、設置許可の変更の審査が行われているわけですけども、設置許可の再申請みたいな、再審査というような問題が生じたときに、もう一般的に、並行して審査中の関連案件については既許可でまず出してしまってということなのか。それとも何か条件が付くのか否かというのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

一般論としては原子力規制委員会が個別に判断し、そのような判断を行うこととなります。今回の保安規定変更認可申請については既許可を前提とするというふうに判断したものでございます。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

若干補足させていただきます。これも一般論でございますが、保安規定につきましては審査基準がございまして、許可の要件を満足するように保安規定を定めるということですので、保安規定について申しますと、その内容は今生きている設置変更許可の内容と整合が取れるように定めるというのが基本原則でございます。

以上です。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

○■ そうしますと、現状がそうだと思うんですけども、設置許可の、例えば火山灰で言うと、火山灰最大層厚は設置許可で決めますと。それに基づいて、基本方針を定めて、例えばフィルターの設置をするとか、基本的な考え方について、設置許可で見て、それを

許可を出しますというその前提と、それから最大層厚10cmに基づいて、先ほど言ったようにフィルター交換なり取り付けの手順を決めていくわけですけども、その前提が崩れたというかですね、あるいは今この件で言うと最大層厚は最大で25cmというのを今閑電が出していますけども、2.5倍になる可能性があると。だから設置許可の前提と、それから今本件の保安規定ですね、の前提が同じ状態で、こっちの前提とこっちの前提が違う状態が実現してしまうということになると思うんですけども、これについて何か問題点が指摘されたり、あるいは、それについて何か議論がされたということはなかったんでしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

本件につきましては、先ほどから原子炉等規制法第43条の3の23のお話をしておりますが、許可の基準に適合していないということは6月時点で認定されたということで、基準に適合していないと認めるときに該当いたします。それに当たって規制委員会は保安のために必要な措置を命ずることができるということで、その内容として今回、規制委員会が判断いたしましたのは、設置変更許可については変更命令を出して変更させると。保安規定、工事計画認可その他については許可の内容を見て、今後の取り扱いを決めると、そのような方針を規制委員会が判断したものでございます。

○ [ ] 今、その判断の際に、大山火山灰については噴火の差し迫った状況はないという、その個別の状況が加味されたという理解でよろしいんでしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

御認識のとおりであって、今回の不適合事象の内容を勘案した上で、それに対する今回の措置として、そのような判断がされたと。基本的には個別の判断であるということで相違ございません。

以上です。

○ [ ] その際に、差し迫った状況にはない、あるいはそれを活火山か否か、そういう判断基準で判断するんだといったことは、先ほどのお話ですと、特にそういうものを記載した文書はないというお答えでしたけども、誰が何によって判断基準をそのようにしたのかというのはいかがでしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

それは規制委員会が本件事象の影響等を勘案して、今回委員会としての方針を個別に策定したと、その都度の判断を行っているということでございます。

○ [ ] 何か会合とか、あるいは専門家から意見を聞いたりといったことは聞かれたり

はしたんでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

平成30年12月12日の規制庁の対応についての決定などについては、規制委員会として判断したもので、会合等を開いたということはございません。

失礼いたしました。令和元年6月19日の規制委員会の決定については、関西電力から提出された報告に基づいて規制委員会として判断し、そういう判断を行ったというものでございます。

○[REDACTED] 特に、だから、そのための会議が開かれたわけではいということでおろしいでしょうか。6月についてもそういうことでよろしいでしょうか。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

はい、基本的にはそのような認識で結構でございますが、本件に係るこれまでの意見交換ですか、報告徴収命令を受けた報告等の内容を吟味した結果を総合的に勘案して決めたというもので、6月に当たって何か特別に会合等が開かれたということではございません。

以上です。

○天野安全管理調査官 いかがでしょうか。

○[REDACTED] もう1点ですね、質問にも記載して、それから事前に資料をお渡ししたんですけども、毎日新聞社のほうで報道された2018年12月6日時点で、事前に二つの案をどちらかにするような議論がなされたのではないかという、そういう記事が出まして、ただ、規制庁、規制委員会さんのはうでは、単なるブレーンストーミングだと、特にその場で何か1か2にするかみたいな議論はしていないんだというような、多分そういう反応だったと思うんですけども、ちょっとその事実関係がどうなのかというのが1点。まず、そちらからちょっとお願ひいたします。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

報道等については承知しておりますが、その内容についてここで御回答することは差し控えます。その上で、平成30年12月の規制委員会で判断したものについては、高浜、大飯の原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があるとして報告徴収を命じたものでございます。

○[REDACTED] もう1点だけ。その問題についての更田委員長の記者会見を聞いていると、そもそも報告徴収命令をかける案とそうでない案については、最初から報告徴収命令をかけ

る案に決まっていたんだと、だから二つの案を議論したという事実はないんだというような言い方をされているんですけども、ところが2018年11月21日の審査会合で、新知見を認定したところで規制の対応についてどうするのかということについて、規制庁に指示が出たという理解なんですけども、だから、その時点で報告徴収をかけるのか、それともすぐに不適合状態を認定して、再申請をさせるのかということについては、規制庁の側に検討が投げられたというか、どういう可能性があるのかを検討してくれという意味合いに受け取れるんですけども、その辺について何か規制庁の中で議論はされたんでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

平成30年11月21日に御指摘のとおり、規制庁の対応を検討するように規制委員会から規制庁に指示がありました。その結果、平成30年12月12日の資料のとおり、規制庁から報告がなされ、規制委員会としてその案を了承したというものでございます。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

1点だけ申し添えますと、あくまで決めるのは規制委員会であって、規制委員会での議論の場でございまして、事務局として案はお出しいたしましたが、当然委員はその他のオプションも含めて、とれるオプションを全て想定した上で、その中でそれが適切かどうか判断がなされたと、そのように認識しております。

○[REDACTED] 穂藤です。

ちょっと最初の問題で、ちょっとお答えがはつきりしなかったところを確認させてください。

あたしたち結局、越畠の審査の最中に本件の申請が出たわけですけども、それについては議論は確かにそういう流れだったと。そのままだけの10cmで最初オーケーが出るわけですけども、これはこの越畠での議論を結局は考慮する必要はなしということでやってこられたわけですけど、その理由をもう一度明確にお願いします。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

越畠などの議論については、平成30年11月に新知見として認定し、平成30年12月12日に規制上の対応を決定したものでございます。その規制上の対応が決定するまでについては、その扱いをどうするかというのはまだ検討中でございまして、まだ審査もそれを前提にするのか、あるいはしないのかという決定をまだしたものではなかったというものでございます。そのため、それまでの既許可を前提にして、他の審査は進めていたものでございます。

○ [REDACTED] す。

審査の結果は別にいいんですけど、そうじゃなくて、審査の途中ですね、本件の。あるいは規制庁の中での議論ということでもいいと思うんですけど、そこでも越畠については同時並行でやっているけど、本件については考慮しないという理由を、もう一度すいません。

○ 穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

規制上の対応を決定したのが平成30年12月12日でありまして、それまではまだ規制上の対応をどうするかということは検討中だったということでございます。まだ何も決定しているものはなかったということでございます。

○ [REDACTED] わかりました。30年12月の12日までは、それについて考慮は、出たのがそこなんだから、それまでは考慮はしなかったという、結局そういうお答えなんですね。本当は少し聞いてることは違うんですけど。その途中でなぜ考慮しなかったのかを質問しているんですけど。

○ 岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

保安規定変更認可の審査という観点で申しますと、それは前提とするのはその当時で生きている許可しかございませんので、その許可に基づいて審査を行っていたところでございました。その後、12月に委員会方針が決まりまして、既許可前提で行政手続を進めてよいという判断が下されましたので、それに基づいて処分を行ったというものです。

○ [REDACTED] ですから、日程的にこうで許可が下りたのがこの日だから云々というお答えですけども、じゃあ越畠10cmを前提にした本件の認可、それは当然もう今は10cmは過小評価だともうはっきりしているわけですけど、その間は、だけど10cmで大丈夫なんだというのが規制庁の見解だと。それで本当に住民の安全が守れるのかというのが私たちは心配なんです。思い起こせば3.11の前、これは地震について見直しの議論がやられておりましたけども、結局それもずっとだらだら審査をして、そしてあの事故を迎ってしまったということがありました。そういう意味では、10cmでの本件の認可審査に、越畠の議論を一切考慮しなかったというのは、本当に安全性を大切にしていくという意味では、やっぱり大きな瑕疵があったというふうに改めて今日思いました。

○ 天野安全管理調査官 追加の質問よろしいでしょうか。

○ [REDACTED] 最後に一言。今もありましたけども、12月12日の時点で、本件については火山灰対策を強化するという観点からは、既許可で審査をするということだったんですけども、

先ほど言ったように既許可で認可をしてしまうと、それが実際上、並行して議論されている層厚が、実際に考慮しなければいけない層厚に対して過小評価である可能性が、その時点では認識されていたわけですね。だから、その状態で運転を継続しても構わないのかどうかという観点での検討というのはなされたんでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

運転を継続してもいいかどうかという点であれば、本件保安規定の変更認可とはまた別のものですので、お答えは差し控えようと思いますけれど、平成30年12月12日の規制委員会の資料において、活火山でないこと、噴火が差し迫った状況にないことから停止は求めないというふうに規制委員会として決定してございます。

○天野安全管理調査官 審査庁の天野でございます。

予定の時間を超過しておりますけれども、以上でよろしいでしょうか。

はい、じゃあ最後の一問でお願いします。

C [REDACTED] です。

今日の質問に対する回答で、大きな3番、4番、これについては現在いわゆる申請のほうですね、二十何cmでの。なので、本件とは対象外なのでというお答えはなかったんですけども、例えば3番で、原発の方に風が向いた場合を考慮すべきではないかというのは、石渡委員なんかもずっと言われていたことなんですが、基本的にはそういう原発のほうに向く風を考慮する必要性はあるというのが規制委員会、規制庁の立場だということで、それはよろしいですよね。

それが1点と、もう一つが、同じく4番にも関係しています、これも審査中だということなんですけども、これって今の本件の既許可では、その改良型、いわゆるフィルターというものを関西電力はつけるということで認可を受けているわけですね。今現在、審査中のものはその改良型フィルターは付けずにということになっているんですけども、で、ディーゼル発電機の前に、あの丸いところのフィルターの交換だけということになっていると思うんですけど、そうすれば当然フィルターの交換のときに火山灰が入ってくるというのは考えられますし、関電の現在のあれでも別に少々入っても、火山灰が流入しても影響は小さいんだという言い方なんかをしておりますが、基本は規制庁としては火山灰の流入というのは認められないという、そういう基本姿勢だということで、その2点だけお願いします。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

今の御質問に関しては今まさに是非を検討、審査しております事案に係るものでして、それは最終的に規制委員会としての判断がなされるまでの間につきましては、よしあしは申し上げることはできませんので、御理解くださいますようお願いします。

○ [REDACTED] よしあしを聞いているんではなくて、例えば3番でしたら、原発のほうの風向きを考慮すべきだと石渡委員も言われていたので、それは当然継続された姿勢としていくのですかということなんです。

○岡本主任安全審査官 規制庁岡本です。

担当委員も出て、審査会合で議論が行われておりますが、そこでの内容が最終的にどうなるかというのは、やはり処分を待たないと確定したものになりませんので、現時点ではお答えできかねるということで御理解ください。

○ [REDACTED] そうしましたら、わかりました。今審査中だからということなんですけど、現在の審査って、今まで2回ぐらい行われていますけど、大体の目処として何か、いつぐらいまでにというのはあるんでしょうか。

○穂藤安全審査官 原子力規制庁の穂藤です。

現時点において、いつまでということは申し上げられませんが、事業者の対応状況等を踏まえて、最終的にいつになるかというのは決まるものと理解しております。

○天野安全管理調査官 審査庁の天野です。

では、大分時間を超過いたしましたので、これをもちまして関西電力株式会社高浜発電所の保安規定変更認可処分及び大飯発電所の保安規定変更認可処分に係る審査請求人総代から申立てのあった口頭意見陳述会を終了します。お疲れ様でした。